

# 都市基盤整備特別委員会

平成15年6月16日午後1時から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

|        |       |       |
|--------|-------|-------|
| ◎中西 和夫 | ○坂口 徹 | 嶋田 善行 |
| 西谷 剛周  | 吉川 勝義 | 三木 誓士 |
| 木澤 正男  |       | 森河議長  |

## 2. 理事者出席者

|           |       |           |       |
|-----------|-------|-----------|-------|
| 町 長       | 小城 利重 | 助 役       | 芳村 是  |
| 収 入 役     | 中野 秀樹 | 総 務 部 長   | 植村 哲男 |
| 都市建設部長    | 北村 光朗 | 建 設 課 長   | 堤 和雄  |
| 都市整備課長    | 藤本 宗司 | 同 課 長 補 佐 | 佃田 真規 |
| 同 課 長 補 佐 | 藤川 岳志 | 同 課 長 補 佐 | 井上 貴至 |
| 上下水道部長    | 池田 善紀 |           |       |

## 3. 会議の書記

|        |      |       |       |
|--------|------|-------|-------|
| 議会事務局長 | 浦口 隆 | 同 係 長 | 猪川 恭弘 |
|--------|------|-------|-------|

## 4. 審査事項

別紙の通り

|      |                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員長  | 開会（午後１時００分）                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 委員長  | 署名委員 坂口委員 嶋田委員                                                                                                                                                                                                                                                |
| 委員長  | <p>全委員出席されておりますのでただいまより、都市基盤整備特別委員会を開会いたします。</p> <p>開会に先立ちまして改選後、初の委員会でありますので、各委員をおひとりずつ、私より紹介したいと思います。</p> <p>（ 委員紹介 ）</p>                                                                                                                                   |
| 委員長  | <p>引き続き、理事者側の紹介をお願いしたいと思います。</p> <p>（ 理事者紹介 ）</p>                                                                                                                                                                                                             |
| 委員長  | <p>それでは、本日の会議を開きます。</p> <p>始めに、町長のあいさつをお受けいたします。小城町長</p> <p>（ 町長挨拶 ）</p>                                                                                                                                                                                      |
| 委員長  | <p>まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。</p> <p>署名委員に、坂口委員、嶋田委員のお二人を指名いたします。</p> <p>本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。</p> <p>まず、初めに本会議からの付託議案であります、（１）陳情第４号、陳情書を議題といたします。</p> <p>これにつきましては、当委員会開催に当たりまして、事前に、私の方から理事者に対し、陳情内容に関して調査を要請しておりましたので、その調査結果についての報告を求めます。</p> |
| 都市整備 | 先に委員長から、待野氏よりの陳情書にかかる調査依頼をうけてお                                                                                                                                                                                                                                |

課長

りますので、調査した結果を報告させていただきます。

まず、大和都市計画道路事業法隆寺門前線及び大和都市計画広場事業法隆寺門前広場の現状につきまして報告致します。

大和都市計画道路事業法隆寺門前線につきましては、法隆寺周辺の観光客や地元住民の交通安全を図ることから、国道25号から南大門前の365mの区間を、52メートルの幅でもって県が事業主体ということで、資料1の裏面の法隆寺門前線事業経緯に記載のとおり、昭和42年に都市計画決定を受けられて整備を進めておられるところがあります。平成4年までに国道25号から312.1mの区間において整備を完了されたことから、平成4年にはこの区間の供用開始をなされております。

大和都市計画広場事業法隆寺門前広場につきましては、法隆寺門前周辺の歴史的なたたずまいをもたらすための風致景観の維持・保全とともに、観光振興を促進するために南大門前で法隆寺門前線の東西両側にて44m幅において、町が事業主体として資料1の法隆寺門前広場事業経緯に記載のとおり、昭和45年に都市計画決定を受け、平成2年から3年にかけて西側広場部分の整備を完了致しております。

しかし、法隆寺門前線及び法隆寺門前広場事業区域の未整備区域内には建物が存在いたしておりまして、移転交渉を行ってまいりましたが協力が得られなかったことにより、建物の大半が県事業の法隆寺門前線整備事業にかかるということから、県において平成13年に収用裁決申請及び明渡採決の申立を行われ、平成14年に明け渡し裁決を受けられたということから、現在、法隆寺門前線整備事業を進めるべく調整がなされているところであります。法隆寺門前広場事業につきましては、先に法隆寺門前線整備事業を進めていただき、その完了後に進めて参りたいと考えております。

続きまして、陳情書による指摘事項を整理し報告致します。

陳情書2ページの4行目からの、町長は広場事業予算を計上し、議会審査を求める権限と責任を有するのに、これをしていないという指摘であります。町の事業である法隆寺門前広場につきましては、先

にも申し上げましたように県の事業として進められている法隆寺門前線整備事業を先に進めていただき、その完了後に法隆寺門前広場事業を進めたいと考えており、平成15年度予算には計上はいたしておりません。今後、法隆寺門前線整備事業の進捗状況を確認しながら、予算計上を行って参りたいと考えております。

次ぎに陳情書2ページの6行目からの、現在、宗教法人法隆寺が管理している東側広場が、どうなるのか具体的な計画内容について利害関係のある付近自治会、住民に対する説明会をしたことがないとの指摘であります。まず法隆寺が管理するということについてと云うことでございますが、東側広場ということにつきましては、昭和45年の都市計画決定後において、暫定的な整備を行い、事業区域内の建物の関係で現在に至っておりますことから、土地所有者であります法隆寺との底地及び維持管理についての整理が必要であり、陳情書の添付資料の8ページからにあります土地所有者法隆寺と町とで土地使用貸借契約締結に関する覚書、そして14ページにあります法隆寺門前広場の維持管理に関する覚書において整理をしております。これらの覚書によりまして、底地につきましては、建物に関する借地権が抹消されることが確実になったときに、土地使用貸借契約を締結するという事で、そして維持管理につきましては、現在、整備中であることから東側広場の維持管理は法隆寺が実施し、暫定整備により設置した構造物等については町が管理することで整理をしております。なお、西側広場につきましては、事業が完了しているということから町が管理を行っております。

また、東側広場が、どうなるのか具体的な計画内容について利害関係のある付近自治会、住民に対する説明会をしたことがないという指摘であります。地元説明につきましては、県において収用裁決申請及び明渡採決の申立を行われ、明け渡し裁決を受けられたことから、現在、法隆寺門前線整備を進めるべく調整をされておられ、去る5月8日に地元自治会（三町）役員に、説明をなされたところであります。法隆寺門前広場整備につきましては、県における法隆寺門前線整備と

一体的な整備が必要であることから、県と調整を図りながら取り組んでいるところであります。町が事業主体であります広場部分も含め、陳情書の添付資料 16 ページ以降にあります基本計画及び実施設計を、県において策定されており、広場部分の計画も含んでおりましたことから、町も同席し広場整備の概要の説明を行ったところであります。

今後さらに、この計画を参考にしながら東側広場整備について、地元とも協議を行いながら、町としての整備を進めて参りたいと考えています。

続きまして陳情書 2 ページ 15 行目からの東西の両広場の管理は、斑鳩町都市公園条例に基づき、町議会の同意を求めることになるのに、前述した宗教法人法隆寺代表との間に門前広場維持管理に関する覚書を締結しているという指摘であります。法隆寺門前広場事業につきまして西側広場部分の整備は終わっておりますが、東側はまだ終わっていない、現在、事業継続中であり、まだ斑鳩町都市公園条例には載せておりません。

しかしながら西側広場部分は整備を終っていることなどから維持管理等についての整理が必要であり、先程の陳情書の添付資料 8 ページからの土地使用貸借契約、土地使用貸借契約締結に関する覚書、法隆寺門前広場の維持管理に関する覚書において整理をしております。尚、広場整備後は斑鳩町都市公園条例に基づき町にて管理を行うこととなります。

次ぎに陳情書 3 ページの 1 行目からの覚書に添付した図面が株式会社環境開発研究所の作製となっているが、町公費によるものではない点も異状ですとの指摘でございます。陳情書の添付資料の 10 ページ等にありますが覚書の添付図面のことであり、この図面につきましては、先にも申し上げましたように、法隆寺門前広場と法隆寺門前線整備事業とは一体的な整備が必要であることから、県において広場部分も含んで計画を策定されたことで、その図面を使用させていただいたものであります。

次ぎに陳情書 3 ページ 4 行目からの「斑都整 3 1 5 号」の知事宛事業変更許可申請書には、都市計画法に規定する事業用地に関し、「収用又は使用の区別」のところに、町は「収用」とし「使用なし」と明記したが、用地の大部分は、宗教法人法隆寺の所有する境内地に登記済である。前述、寺と町との覚書で明白。申請書は、都市計画法に違反した虚偽記入の文書となるとの指摘であり、陳情書の添付資料の 1 ページにございます事業計画変更認可申請書の記載事項の事業地の収用か使用かということではありますが、土地収用法では収用は地上を永久的に利用するものとされており、公園広場として永久的に地上を利用する施設であることから、収用として記載しているものであります。

次ぎに陳情書 4 ページ 4 行目から県が予算約 3 億 5 千万円で施行しようとしている基本計画及び実施計画、これは郡山土木事務所が設計事務所に作成委託したもので、第 5 5 6 ー 委 ー 2 号特定単独街路改良事業報告書、第 5 5 6 ー 委 ー 3 号特定単独街路改良事業報告書。県は、この報告書作成に関し、斑鳩町都市建設部各課、町上下水道部各課に作製協議を一切行なわず、周辺自治会、関係団体（観光協会、水利組合等）も同様であったとの指摘ではありますが、先にも申し上げましたとおり、県における法隆寺門前線整備と町の門前広場整備は一体的な整備が必要であることから、県と町とで調整を図りながら取り組んできているところであります。また、県において収用裁決申請及び明渡採決の申立を行われ、裁決を受けられたことから、現在、法隆寺門前線整備を進めるべく、先程申し上げましたとおり調整をされておられ、町水道管の移設の関係や町道占用に関する協議を進めておられ、地元への説明につきましても、去る 5 月 8 日に地元自治会（三町）役員に、広場部分も含んだ説明を行ったところであります。地元土地改良区とも南大門前を水路が東西に横断していることから、今までに 2 回にわたり立会いを行なっておられます。また町の広場整備にかかりますおりに、地元等とも協議を進めて参りたいと考えております。

次ぎに陳情書 4 ページの 1 4 行目からの県は、街路事業 3 6 5 m、幅員 5 2 m のうち平成 4 年 4 月供用開始した約 3 1 0 m について完了

したとして国道２５号と街路事業地の交差点改良を行なわずとの指摘  
ありますが、国道２５号については、街路との交差点部分において、  
国におきまして右折レーンを確保する改良が行われています。

次に陳情書４ページ最終行からの報告書２号、１頁業務概要で法  
隆寺門前線０．０６km及び町都市公園と一体的な空間の創造、整備済  
の街路区間（供用開始された約３００メートルを指す）との差別化を  
計り、より質の高い空間（２号９頁）を提供する。同頁には非常時の  
臨時駐車場、実施計画報告書では東側広場に案内所、公衆便所の配置  
図があるとの指摘がありますが、法隆寺門前線０．０６kmについては  
観光客や地元住民の安全で快適である空間を提供するためのものとし  
て、また東西の広場と一体的な整備を行なうことにより、歴史的なた  
たずまいをもたらすための風致景観の維持・保全に配慮するとして、  
計画しているものである。

また、陳情書添付書類の３６ページの臨時駐車場は非常時の緊急車  
両等に対処するものであり、陳情書添付書類の７１ページの案内所や  
公衆便所については、町が広場事業を実施するときに、参考にし、先  
程も申し上げましたように、町が事業実施時に地元や関係機関等に協  
議し整理を行いたいと考えております。

次に陳情書５ページの１１行目からの私見だが、法隆寺門前の街  
路・広場事業は、町・県の公費による寺の境内造成事業だとの指摘で  
あります。法隆寺門前街路は県の事業として、また、広場整備は町の  
事業として取り組んでおります。

次に陳情書６ページの６行目からの法隆寺境内南面の重要文化  
財・大築地塀の南側は、公有水路、町道２１３号線、町道１３２号線  
などがあり、昭和３０年代初めに、町営上水道施設が建設された当時  
のままの１５０mmの石綿管が西里から南大門前を通り法隆寺東側境  
内大築地東側の町道２１４号線（南北線）の一部区間まで埋設されて  
いる。これら町の施設について、町及び県は、門前整備計画において、  
事実上の法隆寺の管理の現状を認めている。そして計画案においても  
寺の管理を予定しているとの指摘がありますが、現在、町水道の配水

管は法隆寺の所有地である南大門前を東西に埋設されている状況にございます。法隆寺の使用許可を受け埋設されているもので、管理は上水道課にて行っております。尚、法隆寺門前線の整備にあたって、県は現在、町上水道と協議されており、整備後につきましては県また町と法隆寺との間で底地の権利整理を行いまして、県と町に対して占用等の手続により整理を行うことになると考えております。

次に陳情書 6 ページの 17 行目からの宗教法人法隆寺が、町及び県の都市計画事業の実質上の施行者の資格を町及び県が認めているのは都市計画法第 59 条に違反し、憲法 20 条 1 項後段に違反するとの指摘であります。先にも申し上げましたように、法隆寺門前街路は県の事業として、また、広場整備は町の事業として取り組んでいるということでございます。

次に陳情書 7 ページの 1 行目からの県及び町が宗教法人法隆寺との間で締結した計画事業地の寺有地に関する覚書は、寺が町及び県に対して土地収用法を寺と借地権を認めている住民に対し、適用せよと要求しており、寺にはかかる権限はないとの指摘でございますが、土地収用法の適用につきましては、県及び町が都市計画事業を進めるにあたっての手続きでございます。

以上が、先に委員長から、待野氏よりの陳情書にかかる調査依頼を受け、調査した結果であります。ご審議の程よろしくお願い致します。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

西谷委員 今の町の説明なんです。最終的に、門前広場について道路は県、広場事業は町でやるなかで、すべてこういうものが、門前線の整備ができたときに初めて、町としてもそれに関連して、都市公園条例に基づいて東の部分についても、町の修景集合広場という形でやって、あとの維持管理も全て町がすると。そのときには当然今の寺の土地である部分を、斑鳩町として、土地についても町という形でやる。そういうことですか。



都市整備課長 街路事業につきましても、寺と使用、地上権設定の使用ということで、進めています。町も県と同様の形で進めていきたい。最終的に整備後は町が、町の施設として、都市公園条例に載せまして、町が管理するという事になっていきます。

何がしかの、権原を取得するという必要もあろうかと。まず今現在は土地の使用貸借をして、権原を取得するということです。

西谷委員 実際に、委員の中で、町はこの陳情書に対してそうではないんだということを、なんとか言うわけですが、審議する議員が、どの程度そういうことを、この陳情書の背景みたいなもの、これまでの流れというものを、理解したうえで、もう一度意見言うべきやないんかと思うんですよ。というのは、このままで終わったら、これで別に問題はなかったということ何やけど、そうじゃなくて、これはそもそも、この事業は、万博にあわして、間に合わせるという形で行われた事業で、実際には街路事業という形で、今の門前の分については、県が整備をやってきて、最後この部分だけが残って、今の建物の部分のほとんどが、街路事業の部分に入りますから、県の事業としてかかる、そして東側のわずかな部分だけが、町の修景集合広場の区域に入るからということの中で、事業が進められてきて、あこだけがずっと残ったから、収用に入ってるという流れになってきたという、その辺のところを、もうちょっと何かこう、言わんと皆さんが具体的なイメージが湧かへんのちゃうかな。いう心配をするんです。だから、担当課の方で、この陳情書の言われた、この陳情に対しては、町は違うということで、説明されたんやけど、実際にもう少し、分かりやすくこれまで、この法隆寺門前線、あるいは、門前広場が、どういう形で、そもそも目的で、やられてきて、そして、たぶんこれは門前線というのは、バイパスもみな同じような時期に計画された分や、思いますんで、それも含めて、もうちょっと、分かりやすい説明を担当からしてもらえませんか。

都市整備  
課長

今のご質問ですが、資料つけさせていただいておりますけれども、斑鳩パークウェイ、安堵王寺線とか、法隆寺線とか、4路線、42年の8月25日に計画決定されました。そのときに、すでに法隆寺門前線のところは、県道認定されておりますから、県が事業主体であるということで、もうそのときに事業主体が決定されております。そして、45年、県が事業認可を取られて、街路部分の事業を進めてこられる。それと平行しながら、45年12月に、町が修景集合広場として、南大門の東西について計画決定をして、平行したような形で進めてきたおつたと。その一人の地権者でございますが、今日まで代替地とか、相当な交渉経緯をもちながら、進めてきておつたと。本人さんも、この事業については当然代替地の交渉をしていただくということでございますので、この事業についてはご理解を願った中での、交渉であったと、このように思っておりますけど。なかなかその最終詰め段階で、ご理解が願えなかった。そのままの状態になったということでございます。県としてもこのまま、今の現状の中で、おいておくということについては、ひとつの計画決定をした路線でございますので、今日まで協力願った方が相当、多数おられるわけですから、この事業を完成さしていこうというのが、当然であろう、このように思います。そうした中で、平成13年に裁決申請なされて、その裁決がなつたと。本人さんにすれば、その裁決の取り消しの、訴訟を現在なされてるということでございますので、その訴訟の関係については、どうこう言えないんですけども、今の詳細については、あまり詳細にはなっていないかも知れないですけど、流れとしてはそういう流れできて、現在に至っているということでございます。

西谷委員

それで、・・・町が、修景集合広場というのは当初の目的どおり、法隆寺にマッチした、ふさわしい景観で、なおかつ集合ですから、就学旅行生とかそういう人が集まったりできる、そういう機能というのは、目的については変わっていないという考え方でいいですか。

都市整備 課長

そういうことでございます。

木澤委員

わたしもちょっと、議員になって間がないために、今までの経緯というのがよく判らないんですけども、今説明いただいた中でも、それ以外にですね、こういった資料を添付していただいていると。これの説明ももうちょっといただきたいと思うんですが。例えば、後ろの方で新聞記事が載ってるんですけども、寺の管理は違法であるとか、こういうの書いてあるわけですね。これに対しての説明とか。そのへんもうちょっと、背景が判りやすく、どういう問題が過去にあったかということ、教えていただきたいと思うんですけど。

都市整備 課長

これ新聞ではないと思うんですけども。寺の管理は違法ということで、書かれてるわけですけども。この県の告示内容に違反、工期、区域、用地、収用などと書かれた、この左に、工事は未完成ということ、明記がなされています。この工事が未完成ということで、今現在、管理に関する覚書等交わしながら、進めている。最終完了した段階で、整理をして、町が全面的に管理をする。だからここ言われている部分の、工事も未完成やということの、認識はしていただいている。せやけど、法隆寺が管理してるのはおかしいやないかと、ということなんですけども。実質、完了した西側部分については、町が管理している。ということでございますので、東側も完了すれば町が管理する、ということになってございます。

木澤委員

今の答弁いただいた中で、・・・寺の管理であるということなんですけども、ここでいってるのは、その時点での寺の管理は違法ではないかと、いうことをおっしゃてるんじゃないかと思うんですけど。それは違うんですかね。

都市整備

今現在の底地、名義人はお寺ということで、なりますので、事業が

課長 完了すれば、当然町が予算も投入して、国の補助等、いただければいいだけで、当然整備するわけですから、町で管理の話は、当然の話になってくる。だけど今現在、工事が未完成で、暫定な形で一部、手を下しているところが一部あるわけですが、最終完了という状況になっておりませんで、底地も寺ということになりますから、寺とその管理に関する覚書を交わして、管理をお互いやっている、いう状況になっております。

木澤委員 私も陳情者の意図をよく理解してないまま、質問してるんで、申し訳ないと思うんですけども、やはりこの問題ちょっと、急にぱっと出されて、こちらも勉強不足ということもありますけども、経緯がよく判らないこともあって、このまま、ここで終わらせてしまっているものかなと。私は西谷委員と同じ意見なんですけども。説明というか、新人議員ということもあって、配慮いただいて、もうちょっと詳しい説明をしていただければと思うんですが。

都市整備課長 事業を進めるに当たって、都市計画施設の設置については、あくまでも都市計画決定、当然、住民さんの意見を聞く、公告、縦覧の制度がありますし、説明会等もやりながら、計画決定を行う。そして都市計画事業であれば、事業認可をとると。道路事業であれば、区域決定行為をやって事業を進める。その中で、工事をやる時には地元説明をやり、というような。意見も伺いながら、整備をする。いうことになっていきますので、流れとしては、この経緯で示さしていただいてますように、こういう流れでしか、これ以上の話というのは、なかなか難しい面があるのではないかな、このように思います。

吉川委員 今待野氏から、陳情出てるわけなんですけど、この中でいろいろ違法とか、書いてあるわけなんですけども、2ページの、宗教法人法隆寺代表との間に門前広場維持管理に関する覚書を締結。これは町長は、自ら町条例違反をすでに犯していると、いうことをこの方は書いてお

|            |                                                                                                                                                                               |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | <p>られるわけなんです、まずこのことについて、町の見解聞かしてください。</p>                                                                                                                                     |
| 都市整備<br>課長 | <p>ここまでも、この計画決定、事業認可等ですね、両サイド、東側、西側の修景集合広場という形で、計画決定、認可を受けてきておりまして、今現在は西側が完了していると。東側が当該物件がある中で、県事業、町事業も進まなかった。ということでございますので、そういった中で、権利関係を、管理関係を明確にしていくという必要があるという中で、使用貸借。</p> |
| 吉川委員       | <p>内容いいんで、締結してる覚書が、違反かどうかということを私聞いているんで、町としてこれ違反でないのか、違法であるのか、そのことだけ、聞きたい。</p>                                                                                                |
| 都市整備<br>課長 | <p>違反になるとは考えておりません。</p>                                                                                                                                                       |
| 吉川委員       | <p>3 ページの真ん中のところに、申請者は都市計画法に違反した虚偽記入の文書となっていると、ということについてはどうですか。</p>                                                                                                           |
| 都市整備<br>課長 | <p>先ほども説明させていただきましたが、収用使用の関係でございますけれども、収用というのは永久的に利用していくと、使用するということで、この認可申請の中では、収用と記載をさしていただいております。虚偽の申請でもなんでもないと、このように認識しております。</p>                                          |
| 吉川委員       | <p>5 ページの、宗教法人は国からの特権を受けてはならないとする憲法第 20 条第 1 項後段の規定に違反すると、おっしゃてるわけなんです、この点についてはどうですか。</p>                                                                                     |
| 都市整備       | <p>あくまでこの事業は、街路事業は県、広場事業は町、ということでご</p>                                                                                                                                        |

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 課長         | ざいます。ご理解願いたいとおもいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 吉川委員       | それは何回も聞いて、私も理解しているんですけど。違反ではないわけだな。                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 都市整備<br>課長 | 今申しましたように県の事業であり、町の事業でありますんで、違反ではない、いうことでございます。                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 吉川委員       | この方のおっしゃってんのは、私間違っているかも知れませんが、宗教法人、これは法隆寺のことを指していると思うんですが。そこへ特権を与えてるというようなことだと思うんですが、間違っただら、言ってほしいんですが。それに対しては違反がないということで、理解したらいいわけだな。                                                                                                                                                                                   |
| 都市整備<br>課長 | そういうことです。県の事業であり、町の事業でありますし、今日まで計画決定、事業認可の事務手続きは全て進めてきておりますので、問題はない、このように考えております。                                                                                                                                                                                                                                        |
| 吉川委員       | 現在ね、これとちょっと外れるかもしれませんが、先ほど藤本課長から、説明あったわけなんですけども、門前広場事業については45年に都市計画決定された。それから門前線の事業については、42年の8月25日に都市計画決定されて、45年に都市計画事業の認可を貰っておる。先ほどの広場については、46年に都市計画事業の認可を貰っておられるわけです。このことについては、さきほど西谷委員だったと思うんですが、おっしゃったように、万博までに完成したいということで説明をされ、努力はしてこられたと思うんですが、今までこれはもう今やなしに、わたしは申し上げている。何年かかってんのやと。その遅れた理由をです。もう一遍ね、皆の前で説明してください。 |
|            | それと、もう1点。いま、ここへ陳情書が出てます。この件について                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

ては、今なんか裁判かかっているように、私は聞いておるわけなんです、それが事実かどうか。裁判の内容、判ってあったら教えていただきたいと思います。もし、この内容について、実際に裁判かかってあるねやったら、私は今ここで、とやかく言える問題ではない。ただ、違反してるか、違反してないかは、町の判断、どない考えてるかと言えるだけである、私はそう思いますんでね。そこら説明してください。

都市整備課長 委員には以前から、早く完了するようにとご指摘をいただいておりますけども、先ほど説明いたしましたように、1件の建物が存在するということで、事業が完了できない。あくまでも任意交渉の中で、進めてきておったわけなんですけども、その任意交渉ができない状況に立ち至ったということで、県の方が土地収用法に基づく裁決申請をなされて、この裁決が下りたということで、今現在その事業を進めるべく、対応をされてるということでございます。その中で、訴訟がなされてるということでもありますけれども、その収用裁決に対しまして、収用裁決等取り消し訴訟が提起されてるということで、今公判中というところでございます。

吉川委員 ちょっと、今理解できない点あるわけなんです、今現在事業執行するに当たっての、事に関して、訴訟しておられると、こういうことですね。それはいつごろ、決着つきますの。取り下げの云々、今言われたのも、それはどういうこと。

都市整備課長 当該者からは収用の裁決についての、取り消し、裁決の取り消しをという、訴訟を提起されていると。県としては現在裁決を貰ってるという立場でありますんで、県として事業を進めるべく対応されてる、いうことでございます。

吉川委員 それはいつごろ、裁決が。まだ。いつというのは、判らないわけですか。弁護士等に、予め、この位かかるというのは、判らない。

都市整備課長 裁判の関係でございますので、ちょっと時期等については、私たち自身は把握できかねてます。

西谷委員 収用に絡んで、奈良県下で土地収用法という形で、今みたいにやっているというのは、奈良県では、あちこちで、そういう事例があんのかどうか、ということと、実際にはこれまで時間が掛かった、という中では、多分、個人的にずっと、譲渡、今の地権者からの、この残ってる、収用対象者の人と話し合いしてんけど、全然かからへんかったと。ずっと、掛かっていく中では、常識的には、土地収用法を最終的に、ほぼ道路にしても、出来上がっているわけですから。その中では土地収用法があとにくるから、少なくとも掛けられるという状態にはあったわけですね。それでも掛けなかったという中では、何か理由があったと思うんですが、そのへんのところは、判っていたら教えてください。

都市整備課長 収用の事例ですけども、代執行までいったんか、その収用申請、裁決申請を提出する、さしてもらおうというようなことで、その交渉の中で、もう任意交渉になったとか。代執行までいったというのは、あんまりこう、聞いてはおらないんですけども。直接県が執行していきますんで。はっきりしたことは判りません。そして、掛けなかったということでもありますけど、出来るだけ任意交渉の中で、任意で、替わっていただくということで、代替地も提示しながら、今日まできておったということなんですけれども。それがもう、代替地等についても、なかなか纏まらないということで、そういう収用裁決申請を出さしてもらおうということになったと。このように理解しております。

西谷委員 初歩的なこと質問させてください。収用に掛かるということは、当然土地を持ってる、法隆寺という考え方でいいんですね。



|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 都市整備<br>課長 | 今回最終的に県の方も地上権設定というようなことで、進めてきて<br>るということで、聞いておりますので、あくまでも借地権の執行という<br>ことになってます。                                                                                                                                                                                                                                  |
| 西谷委員       | 借地権については、今の使用されてる人を対象にするということ。<br>お寺ではなしに。                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 都市整備<br>課長 | お寺とはですね、地上権設定等すると。その土地についての使用に<br>ついては、了解をなされている。言う中でですね、借地権をもたれて<br>いる方がですね、協力をいただけないということで、借地権と現在の<br>建物ですかね、その収用ということになっております。                                                                                                                                                                                |
| 木澤委員       | 遡って申し訳ないんですけども、先ほど吉川委員からの質問で、こ<br>の中に書いてあるんですけども、宗教法人として法隆寺があって、そ<br>こに関する事業を行うということですね、違反じゃないかという、陳<br>情者の意図なんですけども、課長の方からの説明の中で、認可が下り<br>たということですね。を理由にあげてはったと思うんですけども、そ<br>れじゃあ陳情者に対する説明にはならないんじゃないかと、いうふう<br>に思うんですけども。宗教法人というところの土地に対して、町が国<br>の補助を受けて事業を行うっていうことは、法律違反にならへんとい<br>う根拠をですね、ちょっと説明いただきたいんですが。 |
| 助 役        | この陳情者は、あくまでも、私見という中で、法隆寺門前街路広場<br>事業は、町、県の告示による、寺の境内造成事業であります。宗教法<br>人は国から特権を受けてはならないと、申されていると思います。こ<br>ういうことでございます。それについては、憲法第20条1項、後段。<br>これはご存知のように、後段はいかなる宗教団体も国から特権を受け、<br>または政治上の権力を行使してはならない。そういうことから、国及<br>びその機関は宗教的活動もしてはならないとしている。こういうこと<br>です。次にいわゆる、憲法第89条の前段、これにも規定違反してい                            |

る。こういうことです。ご存知のように、憲法８９条は、公金その他の公の財産は宗教上の組織もしくは団体の使用、便益もしくは維持のため、これを支出し、またはその利用に供してはならない。そういうことから考えれば、現在この広場事業においての、法隆寺が関連した宗教的活動であるというような解釈であると私は思います。私も私見としては、あくまで政教分離の原則といたしましては、やはり全くこの２０条、並びに８９条に許されないとするものでは、ないと思うんです。やはり、その行為によっては、社会的、文化的状況から見てですね。当然、限度を超えたら、具合悪いけども、限度内やったら、許されるものであるという感じ。そういうことから、この事業については当然国も補助金出してますし、当然この憲法２０条、後段、並びに憲法８９条には違反してないということで、国は補助金を出してる。平成２年から３年の工事に。また事業認可もですね、そういうことで、許可をしていく。こういうことですので。我々としては、解釈としては違反がないという、考えをもっております。

委員長 他にございませんか。

新しい委員さんの方で、資料を配ってもらっておりますが、その中で解らない点があれば、聞いていただいたらと思います。

委員長 暫時休憩いたします。

(午後２時００分休憩)

(午後２時４３分再開)

委員長 再開いたします。

先ほどの陳情書の件につきまして、話をさせていただきました。その結果について、資料的にかなり多いということと、新しい委員さんもおられる中で、もう少し資料の中身を検討していきたいということでございますので、引き続き、次の機会とかいうかたちで、審査をし

ていきたいということで、今日は一定の説明を受けたということで終わらせていただきます。

委員長       次に、都市計画道路の整備促進に関することについてのうち、「いかるがパークウェイ」についてを議題といたします。  
理事者の説明を求めます。

都市整備       いかるがパークウェイ整備事業に関することでございます。

課長           まず、はじめに「いかるがパークウェイ事業」及びその他都市計画道路等町内のまちづくりの概要についてご説明をさせていただきます。

最初にいかるがパークウェイ（都市計画道路郡山・斑鳩・王寺線）の概要でございます。

配付資料２－１をご覧願いたいと思います。

この路線は幸前２丁目大和郡山行政界を起点から、阿波２丁目・小吉田・三室紅葉ヶ丘を通り龍田西７丁目の国道２５号三室交差点までの延長４，７００ｍで基本幅員、２２ｍの路線であります。

いかるがパークウェイという名称についてであります。斑鳩町は平成５年１２月に世界文化遺産に登録された法隆寺など世界に誇る歴史的文化遺産が集中しておりまして、また、歴史街道計画においてもメインルートとして位置付けられるなど歴史街道構想の高まりのなかで歴史、文化、観光、景観などに配慮したまちづくりとみちづくりが一体となった整備を進め、飛鳥文化などの歴史と「ふれあい」を感じることのできる「新斑鳩の里」にふさわしいみちづくりを目指しています。このことから道路空間においても単に交通機能だけでなく歴史と文化のまちにふさわしい歩道、緑地空間を創り出し潤いのあるみちづくりを進めようと、平成６年８月にその名称を「いかるがパークウェイ（新たつたみち）」しています。

資料をご覧いただければわかりますように当該路線は町の中心部を通っております。このことは斑鳩町のまちづくりの根幹をなす路線と

して町内道路とのネットワークの形成と有効な土地利用など都市計画  
上重要な位置付けにあります。また同時に現国道２５号の渋滞緩和と  
ともに町道等の生活道路の本来の機能を回復させることができます。  
結果的には生活道路の安全性を確保することができ、また渋滞等に起  
因する排気ガス等の公害等の削減にもつながり環境保全の上からも重  
要な役割を果たすことになっています。

次に都市計画道路法隆寺線の概要であります。

この路線は、幸前２丁目でいかるがパークウェイとの交差点を起点  
とし、現国道２５号を西に進み、龍田南２丁目の中央公民館東側で左  
折し安堵王寺線まで南下する延長３，３００ｍ、幅員１６ｍの路線で  
あります。法隆寺線は国道２５号からいかるがパークウェイ及び安堵  
王寺線へのアクセス道路として町域南北を結ぶ機能をもった道路とな  
っています。

法隆寺線は、いかるがパークウェイモデル区間や服部地区土地区画  
整理事業の進捗と整合させながら、現在取り組んでいます。

なお、事業の状況につきましては後ほど法隆寺線のところでご説明  
させていただきますと思います。

次に都市計画道路安堵・王寺線の概要でございます。資料の黄緑  
色の路線です。

この路線は、町の南部を東西に走り、東側は安堵町域を経て郡山で  
大和中央道に接続し、また、西側では三郷町域で計画決定されている  
三郷川添線と接続する広域的には重要な路線であります。

当町域においては、興留１０丁目（安堵町との行政界）を起点にい  
かるがホール北側を通り興留８丁目から三代川およびＪＲを高架で越  
えて三代川に沿って西に進み、西小学校の南側から竜田川を渡り、神  
南５丁目の大和川堤防を通り国道２５号に接続する延長２，９５０ｍ、  
幅員１６ｍの路線であります。

大和郡山市域の大和中央道から安堵町域の西名阪自動車道までの間  
が完成しておりますが、斑鳩町域におきましては、現在未着手となっ  
ております。

「ＪＲ法隆寺駅周辺整備事業」にかかわって駅前広場へのアクセスを確保する上で重要な位置をしめる路線でもあります。安堵町界から県道大和高田斑鳩線の間を事業化していく必要があるのではないかと考えています。

次に法隆寺門前線については先ほど付託案件で説明をさせていただいたとおりでございます。資料ではピンク色に塗っている路線です。

以上が昭和４２年８月２５日に計画決定された当町の都市計画道路４路線であります。

次に土地区画整理事業について説明させていただきます。

当町では現在２ヶ所で土地区画整理事業の計画がありまして資料にあります緑色で囲んだところ、法隆寺駅南側の新家地区（約５ｈａ）、緑色の塗りつぶし地域が服部地区（１．７４ｈａ）でございます。

うち服部地区では平成１３年度に「いかるがの里服部農住組合」が設立され、組合施行により現在工事が実施されており、本年度中の完成予定となっております。当該地区内には都市計画道路法隆寺線の一部が含まれており、両事業の連携を図りながら事業を進めているところであります。

なお、新家地区の土地区画整理事業の状況につきましては、ＪＲ法隆寺駅周辺整備事業のところでご説明をさせていただきます。

以上でいかるがパークウェイ事業及び当町の主要な基盤整備の概要でございます。

次にいかるがパークウェイ事業の主な経緯でございます。

配付しております資料２－２でございますが、簡単にご説明を致しますので、資料にてご確認願いたいと思います。

当該路線は昭和４２年の都市計画決定後、昭和４７年に当時の建設省（現国土交通省）が国道２５号の交通安全対策事業として国の直轄にて整備することを表明されて以来、３０年余り経過し未着手の状況にありました。この間賛成、反対の議論があったことから、昭和６１年には賛成反対の関係者を交えた斑鳩町都市計画道路検討委員会において１年間議論されてきた中で、いかるがパークウェイ（斑鳩バイパ

ス)は都市計画としての重みがあり、実施にあたっては関係住民の意見も充分聞きながら進める必要があるというようなことになっております。

このことから、翌年より沿道自治会や地権者の方々への説明会等を実施しながら、ご意見を伺いご理解を得るための取り組みを進めてまいりました。また、一方では事業促進をはかるため町議会をはじめ、町内各種団体等から事業主体である国への陳情、要望活動を積極的に行われてきました。

そして、平成6年度には全線対象に基準点測量に着手していただき、続いて平成7年度には資料2-1の赤色点線部分及びモデル区間の赤色の実線部分(県道大和高田斑鳩線～町道405号線吉田寺西側の町道までの間1.2km)で路線測量が実施され、さらに平成10年度には三室、紅葉ヶ丘自治会における沿道住民に対する戸別訪問や説明会を行って資料2-1のオレンジ色点線部分(町道405号線吉田寺西側の町道～三室交差点の間1.1km)で路線測量が実施され、現在、全線の約半分の2.3kmの路線測量が完了したことであります。

そして、平成12年3月には国土交通省によりまして町土地開発公社保有地の買取もしていただき、三室地域等における買取要望への対応につきましても予算の範囲内において進めてきていただいたところです。また、小吉田地区では全線の整備に先駆けてモデル区間400m(資料2-1では赤色実線部分)の整備に着手され、平成14年度には道路本体の基盤整備工事が完了し、今年度は舗装や歩道、植栽などの工事が実施され、年度内に供用される予定と聞いております。

モデル区間は7種類の異なるパターンで整備されることになっておりまして、完成すれば住民の皆さんに実際にご利用していただき、ご理解を深めていただくとともに色々のご意見を伺って今後の全線の整備に生かしていこうという趣旨で進められています。また、モデル区間の整備内容を検討するにあたっては、平成14年1月に自治会連合会の賛同を得て組織した住民の代表者と行政による「いかるがパーク

ウェイ推進協議会」を設置した中で住民の意見を参考として整備内容を検討してきたものでございます。以上が主な経緯であります。

それでは次にいかるがパークウェイ事業について平成15年度以降の取り組みについてご報告させていただきます。

先ほど少しふれました「いかるがパークウェイ推進協議会」について、その活動と成果を広く住民の皆さんにお知らせするため、平成15年2月23日に「斑鳩みちまちセミナー」と題したイベントを中央公民館にて開催させていただき、約180名の参加をいただいております。

当日は2部構成で1部においては障害者でエッセイストの「鈴木ひとみ」さんをお招きし、「人にやさしい地域づくり、街づくり」についてご講演をいただきました。2部におきまして、本日配付しております資料2-3を映像化して、「当町のまちづくり」や「いかるがパークウェイ推進協議会」で議論なされてきた経過について報告をさせていただきました。また、同時に展示コーナーを設置してモデル区間の模型やCGパネルの展示を行いモデル区間の整備内容を周知したところであります。

2部の内容ですが、資料2-3をご覧願いたいと思います。

6ページ中段までは都市計画道路などのまちづくりの話をさせていただき、6ページ下段以降は「いかるがパークウェイ推進協議会」の活動と成果についての内容でございます。

7ページには、協議会における検討項目と協議会の開催状況についてということで、5回の協議会を開催してきたことや協議会の検討項目についてパークウェイ全線の整備方針、パークウェイ全線の区間別の整備方針、モデル区間の整備内容であるむね報告しております。

8ページ～10ページは全線の整備方針を検討願うための資料として、斑鳩町をイメージするホームページの抜粋や町行政施策の各種計画、住民へのアンケート調査結果の資料でございます。これらをヒントに10ページ後段にある全線の整備方針（メインテーマ；「いかるがらしい、新しいみちづくり」・サブテーマ；「歴史、文化が香るみ

ち」、「人にやさしい安全、安心のみち」、「緑豊かな、ゆとりあるみち）」を取りまとめいただいたことを報告しました。

次に11ページ～15ページ上段まで区間別の整備方針としてパークウェイ全線をA～Eの5つの区間に分けて、それぞれ区間別に整備目標として「やすらぎゾーン」、「ふれあいゾーン」、「にぎわいゾーン」を設定して歩道のつくりかたや歩道の材質や色また植栽する樹木の選定方針等について報告いたしました。

次に15ページ下段以降では、区間別の整備方針をふまえて協議会において取りまとめ願ったモデル区間の整備内容7パターンの配置と7パターンの現地の現況に合わせたCG写真について説明を致しました。

こうして、過去5回の協議会において議論なされ、取りまとめをいただいたモデル区間の整備内容によりまして、今年度のモデル区間の上物の景観整備をしていただくことになっています。

続きまして、先般5月29日に開催いたしました第6回いかるがパークウェイ推進協議会について報告させていただきます。

第6回協議会ではいかるがパークウェイ事業小吉田モデル区間の進捗状況について道路本体の基盤整備工事が平成15年3月末に完了し、舗装や歩道整備、街路樹の植栽といった上物の景観整備が本年度中に完成、供用開始予定で進められていること、また今年度よりモデル区間から西側の竜田川までの間について事業を進められる予定であることを報告いたしました。

そして、今後の協議会の取り組みについて協議願ったところであります。

今後の取り組みの内容でございますが、モデル区間は全線の整備に先駆けて整備いたしまして、完成すれば住民の皆さんに評価していただき、パークウェイ全線の整備に生かしていくという目的があります。そのためには評価方法をどうすればよいかということになるわけで、今回の協議会ではその評価方法等について今後検討いただくことでご了解をいただきました。特に住民のみなさんに評価いただき、ご意見



を得るためには、いかるがパークウェイやモデル区間について十分にPRを行なっていく必要もありますので、配付しております資料2-4によりまして、考えられるPRの方法の例や評価方法の例を合わせた説明し、ご意見をいただいたところです。

次回の協議会では、具体的なPR方法や評価方法について内容を検討することで了解を得たところであります。なお、資料2-4の2枚目にPRや評価施策の例を列挙しておりますのでご確認頂きたいと思っております。

最後に今後の事業展開等についてでございますが、先ほども申し上げましたように、モデル区間につきましては、平成14年度でもって、道路本体の基本的な工事である基盤整備工事を終了されたことで、国土交通省では本年度（H15年度）において舗装や歩道整備、街路樹の植栽といったいわゆる上物の景観整備工事を行い、供用を開始したいとのことであります。また、今年度からは小吉田モデル区間から西の区域（モデル区間から竜田川の間）についても、地元との調整、協議等を行いながら事業を進めていただけると聞いております。

町と致しましても国土交通省と連携を密にしながら地元調整を行い、並行していかるがパークウェイ推進協議会によるPR、評価手法の検討を進め、完成後のモデル区間の実りある評価ができますようPR等に取り組んでまいりたいと考えています。

なお、午前中の建設委員会の中で建設課から町営住宅の募集に関していかるがパークウェイ用地にかかる部分において現在居住されている方が借家人で町営住宅を希望されていることから、1戸分について条例に基づく特例入居をしていただく予定である旨報告されておりますが、これは現在都市整備課において三室交差点東側の町道部分において2戸が道路に張り出した状況になっていることから、国土交通省においてパークウェイ用地にかかることから用地は国で買い取っていただき、当該地の一部について使用許可をいただく中で町道改良をすべく現在要望しており、国として買い取りの話を行っていただくとなれば当該借家人について特例入居として目安北団地に入居していただ

く予定を致しております。

また、現25号の改良についてであります。三室交差点の旧の休日診療所の向側の歩道について14年度において用地の協力を得て暫定的に改良されていますが今年度において改良工事を行っていただくことになっています。また、昭和橋の右折レーンの確保。また法隆寺東交差点の東側部分で雨が降れば水がたまる状況があつて当該水処理として道路排水の整備を行っていただくことになっています。

以上でいかるがパークウェイ事業に関することの説明とさせていただきます。

委員長

説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

( 質疑、答弁 )

吉川委員

去年の6月の委員会でもね、近畿地方整備局の奈良国道工事事務所の14年度の事業概要ということで、資料もらってますけども、15年度ないんですか。

都市整備  
課長

15年度分については、入手いたしておりませんので、国道事務所に確認をいたしまして、次回にでもあれば配布をさせていただきたいと思います。

吉川委員

工事を進めていく中で、一番大事なのはこういうところに載せてもらうというのは、一番大事やと思う。これは毎年出してる思うんです。是非とも、斑鳩パークウェイについても、どこまで15年度でやってもらえるのか、口では聞いてますけれども、やはりちゃんとした資料にして、配布をお願いしたいと思います。

それから、モデル区間の関係ですが、毎回申し上げてますように、私は一番大事なのは、その道路が出来ることも大事。これは基本なんですけど。やはり、周囲の安全対策等、あわせて、整備をしていくと

いうことが一番大事やと思います。そのことについては、地元からも要望が出ております。この前でも、水が溜まって、困るという人もあったわけなんですけれども、それは、完成になりますと下流の方で、計画されている水路がですね、完成になったら解消されると聞いておりますけれども、今現在、地元との約束事についてですね、どういう経過になっているのか、再度お願いいたします。

都市整備課長      今、ご指摘いただいております水が溜まるということにつきまして、国土交通省の方で、設計をしていただいております、下流側の水路が、まだ既存の状態でありますので、河床が高い。モデル区間のところが低いということで、流れにくいという状況になっております。上物整備に当たって、下流側の水路も一括して、発注をしていただくということになっております。地元とも十分調整をして、進めていきたい。そのように考えております。

西谷委員      資料２－１の中での説明の中で、この図面を見る中では、国道２５号、稲葉西２丁目のところから、国道２５号に上がって、昭和橋行くまでの間で、多分都計道路として１８ｍあるやろう、計画ちゅうな路線が引かれてるけど。香芝から王寺ですか、その間についても、今２５ｍくらいの都市計画道路ということで計画がされてる中では、私は基本的にこういう図面を作るときには、必ず周辺の道路網というのは、斑鳩町だけやのうて、そういうの基本的にやっぱり入れて、道路網としての図面を書いていたきたいな、というのが１点と、今説明の中で、モデル区間から西側に向けてということで、地元と話し合いをしていくということで、課長言われたんですが、具体的にどのような形で、その話し合いというのはされるのかと思う。というのは、今、先行取得ということで、事業用地については、国の方が買ってくれるということでされてるんですが、じゃあ、確かにいかるがパークウェイというのは、もともと斑鳩中央線ですから、斑鳩町の都市計画道路には違いないやけども、逆に、斑鳩町の都市計画道路やからこそ、もう

少し周辺の、まあ今モデル区間は少なくとも、400mの区間で、こういう植栽をしますという、具体的な部分で、それはそれでひとつの道路の規模なり、イメージを住民の皆さんに知ってもらおうという部分では、それはそれでええと思うんですが、ただ、具体的に路線として、そうしたら、やる場合には、単に道路が出来るんやのうて、当然、町づくりの中で位置づけされた道路ですから、その周辺の土地利用はどうなんか、ということになると、私は単に周辺だけじゃなくて、かなり広範囲にわたって、住民の皆さんの声を聞いて、土地利用とか、将来のことを考えながら、結果として、道路も必要やという、そういうスタンスというのは、私は必要やないのかなと思いますし。

それで、例えば調整区域の部分にあっては、農業振興するために、その地域にどんな施設が必要なんやろという。あるいは道路だけをやるんやのうて、それに伴って、地域或いは町が活性するような、少なくとも、そういうものを提示しながら、私は、勧めるべきやないかなと思うんですが、その辺の町の考え方について、お尋ねしてみたい。

都市整備  
課長

1点目ですけども、香芝から王寺までの間の都計変更等いわれてる中で、周辺の道路網関係について、示してほしい、入れてほしいということでございますけれども、今、この図面の中では、現在18mの都計が町内として入ってるわけなんですけど、三郷町とか川添線、そして行政界まで入っているだけで、その先が抜けているということになってます。まあ、今後そういった部分についても、この先が入りますと、この先も広域的な道路でありますと、というような形で頭に入れて、提示をしていきたい。このように思います。

それから、モデル区間について、今後西側について、どのような話し合いをしていくのか。ということでございますけれども、今、西の方に進めさせていただくに当たっては、計画について説明をさせていただきまして、当該計画について、ご了解を願えるならば、資料2-4にありますように、幅杭等の設置をさせていただきたいなと。このように考えております。

そして、土地利用関係については、モデル区間を整備するにあっても、この地域の方から、この当該地域を市街化区域等の話も出ておりました。十分関係者と調整しながら、いろいろ纏まった話になりませんので、線引き等の中で、当該地をどう整理をしていくのか、地元でも代表者等も決めていただいて、協議をさせていただきますということで、説明会等については終わっております。十分土地利用に関しては、地元と調整を図っていきたい。このように考えております。

西谷委員　　今、活用の中で、市街化区域にしてほしいというのは、多分モデル区間の中での話や思うんですけど。基本的に、こうして地元と話してほしいというのは、具体的にいわゆる、区画整理とか、そういう関係で面的な整備をせんと、調整区域が市街化区域に入る可能性ないわけでしょ、そういう説明をされているのか。

都市整備  
課長　　今現在、小吉田モデル区間については、市街化区域が、相当そのパークウェイ部分の直近まで、来ているという中で、県と調整が、もう道路。道路と道路の間に農地が残っているというような状況にもなっておりまして、そのへんについて、どう整理できるか、県とも協議して、地元と調整を図っていく。ということで地元とは話をさせていただいております。ただ、集落の南側等になりますと、今現在建物等ありまして、市街化に編入等については、地元の方、全体協議をしていく。しないと、そのまま市街化区域ですよということにはならないのかな。このように考えております。

木澤委員　　先日、みちまちセミナー参加させてもらったんですけども、今課長説明の中で、パークウェイは順調に進んでいるような説明の仕方をされていたと、私は感じたんですけども。みちまちセミナーの中で、やはり住民の方が、すごい反対の声が上がっているなというのを感じたのが、・・・。  
私その、今までの経過というのをよく判りませんけども。パークイウ

ェイを造ることによって、先ほど西谷委員からも言われてましたように、造る周辺住民の方々だけじゃなしに、もっと広域の方に与える影響というのは、どういう問題点があるのかというのと、

反対されている住民の方から、どういう問題点を指摘されているか、というのを。これは町はどういうふうに、認識されているか、お聞きしたいんですけども。

都市整備  
課長

みちまちセミナーの中で、反対の意見もあったということで、ございますけども、その中で、質問に対して、私の方で答えさせていただいたわけなんですけども、特に、この検討委員会のなかでの、関係住民の扱いが、関係住民というのはどういう方かと。こういうご質問をいただいた。ということで、私としては、関係住民というのは、斑鳩町全体の方が関係住民になるであろう。こうお答えさせていただきました。それについては、反対されておられる方については、不満があったかもわからないですが、事業を進めている中では、今の25号の現状の中で、住宅地の行き違いの出来ない、そういう町道の中に街路として利用されて、非常に困っていると。はやくやってほしいと。出前講座に来て、今の現状を教えてほしいというような地域もございます。そうした中で、現状の25号の中で、影響を受けておられる方全体が、関係者であろうか。このように認識をいたしまして、そういう答弁をさせていただきます。

いろいろ反対されてる方、環境の問題とか、騒音、振動、その辺についてもあらうかと思います。その辺については、十分ご理解を得るべく、説明もいたしまして、ご理解を願っていきたいな。このように思っております。そういった中で、造ることによって、広域に与える影響ということで、道路を造れば、今、何もないところ。何もないところに道路を造れば、当然、そのないところから、道路を造りますから、影響がある。影響ありますけど、当然基準というのがある。基準についてきちっと説明をさせてもらいまして、その基準をオーバーすることのないように、住民の方の理解が得られるように、国とも十分

協議をして。このように考えております。

木澤委員　　今答弁いただいた中で、町として道路を造ることによって、周辺住民の皆さんに与える影響というのは、どういう問題点があるかというのを、答が無かったように感じましたので、お聞きしたい。

都市整備  
課長　　関係する方から見れば、行き違いのできない道路があれば、そこへ迂回路として車が入ってくれば、車が少なくなるという影響もありますでしょうし、当然その沿線に属する方になれば、騒音ということで、影響もあるかもわからない。だけどその影響については、十分国と調整をして、基準をクリアして、それらの対策を講じるということで、現在国とも調整しておりますので、十分住民の方に理解を得られるような形で整備をしていきたい。このように考えております。

木澤委員　　今町としての見解をお聞かせいただいたんですけども、今後住民の皆さんに対する説明会的なものです。何か予定しているか、お聞きしたいのですが。

都市整備  
課長　　今日まで、住民さんに対する説明会等、何回かさせていただきました。今後も事業を進めるに当たっては、住民の皆さんに説明会を開催して、極力その説明会に参加をしていただいて、ご意見等伺いながら、よりよい道路にしていきたい。このように思っていますので、是非参加をしていただきたい。今、その日時等、説明会の計画については、固まっておりますけれども、進めて行くに当たっては当然、説明会を開催させていただく。いうことになろうかと思えます。

三木委員　　初めての委員会ということもありますが、初歩的な事での質問ですが、以前にもパークウェイ事業及び主要な基盤整備ということで、何年の前から計画してるんだと思うんですが、当たり前の質問になりますが、住民の方々は、今バイパス、今この400mといことは、後は

上物の工事が残ってるということですが、時期的なことについては課長ともお話したことがございますが、今のお話の中でも、反対の方もいらっしゃる。だから今後も説明会をしていくことですが。実際問題皆さん、じゃあどの程度の時期のこと考えてんのやということは。これでいいますと、赤の点線、黄色、茶色となっておりますが、皆さんここにお住みになっていらっしゃる方々は、当然うちのところはいつ頃なんだということは、当然の疑問として沸くと思うんですが。私がお聞きした限り、時期的なことは申し上げられないという事だったんですが、その辺のところはもう少し具体的な形で、今この時期、進捗状況含めて、それが1点。

もう一点は、私の知る限りは、阿波とか、興留の茶色の部分の線上の方々ですね。こういった方々が既に、増改築、新築をしてらっしゃる方がいらっしゃる。そういった方々が、あと5年ぐらいの間に出きるならば、待つということもあると思いますが、さあこの先何年なんだということが、具体的に聞かされてないのか、このまま5年待ってたら、家がもうぼろぼろになるので、もう待てないので、増改築、新築するということで、既にしてらっしゃることも聞いてますが、そういうときに、町と個人宅とのお話を、どのようなお話し合いをしてるのか。契約的なものがあるのか、その辺のところお聞かせいただいたら…。

都市整備課長      いつ頃になるのか、時期的なことで、進捗状況なんですけども、今明確にお答えさせていただけるのが、モデル区間とモデル区間から西側について、整備事業を進めていくということで、その部分については、今年度対応を図っていくと。

次年度以降なんですけども、西へ延伸した部分について、地元の協力が得られれば、用地の協力のお願い等行っていきたいということで、用地の協力が得られれば、工事に着手するということになっていこうかと思っております。

ただ、赤色の点線部分、そして竜田川から三室部分、これが茶色。こ



の部分について、今時期的にということについては、今後国と調整を図ったなかで、時期について提示をさせていただくということになるかと思います。いま現状の中では説明させていただくのが難しい、という状況でございます。

阿波、興留関係の茶色の線上で、増改築されている方があると。そういったときにどういう対応してるのかということでございますけれども、国としては基本的には計画買収という形を採っています。計画買収ということになれば、モデル区間のように、地元説明会をして、その中で、幅も了解を願ったなかで、現地に、道路の幅を明示させてもらって、そのご了解の中で、用地測量をして、その当該区間を集中的に用地の協力をお願いしていく。今後西側の所へ延伸するとなれば、幅等、地元の了解が得られれば、そこを集中的に用地の協力をお願いする。いうことでありますので、それ以外の分については、買い取り要望ということになっていくわけですが、この分については、国も計画的な予算措置ということになりませんので、随時の買い取り要望については、買い取りをお願いしますと言われても、すぐに買い取りができるかどうか、いうことになってこようかと思います。今日まで、何軒かの買い取り要望には応じていただいておりますけれども、要望があれば買い取りするというような形での、お答えはできるようです。町とすれば国に対して極力要望に対して答えていただける様に、国には伝えるという状況にあります。

そして茶色の部分なんですけれども、今おっしゃる部分なんですけれども、この部分については現在路線測量が未完了ということでありますので、現況に合わせた形で線が引かれていない。いう状況がありまして、その当該部分の用地買い取り要望に対しても、少し難しさがあるという状況がございまして、そういうお話があれば、路線測量等させていただく中で、買い取り要望等、国の方にお話をさせていただくということで、説明をさせていただいております。

そういったことで、茶色の分については今現在個人さんから、まだ、買い取りをしたという部分は存在はしていない、という状況にあります。

す。

三木委員 茶色の部分について、個人さんから買い取りという形取ってないということですが、この線上に入ってるということで、すでに新築したということで、その時の条件が、町との話し合いをしたというのをちょっと聞いてますが、その辺はいかがなものですか。

都市整備  
課長 今、都計決定されてる、幅がございまして、その幅の中に計画されてる建物建築されるということになれば、当然都計法上、許可が必要になってきております。事業がきたときには、協力をお願いします、協力いたします、というようなことのやり取りは当然その時点であろうかと思います。

そういった当初の建築時のお話かな。そのように思います。

三木委員 解りづらかった部分もありますが、当然これからまだ計画道路でございます。住んでいらっしゃる方も待てないので、改築、新築をするということなんですが、その時に今のお話は、その時点になったら、町ともまたお話をさせていただくということですが、建てても、新築をするにあたっては、町とは当然お話をして、建てますよと、そういう申請内容をする。それによって町は、道路計画が来たときには、じゃあまた新しく建てたところについては、補償内容をしてどいていただくという形のものですか。

都市整備  
課長 用地取得については、土地に対する補償、建物に対する補償ということになって来ますんで、その時にある建物について補償をさせていただくということになります。

三木委員 その時は当然代替地ということも、土地の代替地も含めて上物の補償もする。そういうことですか。

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 都市整備<br>課長 | <p>基本的には国も県も町も一緒なんですけど、基本的には金銭補償ということになっておるんですけども、町として、このパークウェイ事業に対して、ご協力もお願いしているということで、可能な範囲において、代替地についても、相談に乗らせていただいている。結果的にその、希望されている事について、100%達成出きるかどうか、わかりませんけども、一緒に考えさせていただいている。</p>                                                                                                          |
| 三木委員       | <p>前段に戻って大変申し訳ないんですが、住民の方々は当然、自分の所にはいつくるのかなということで、いらいらしながらも、いつかいつかということ何ですけれども。以前におじゃましたときに、かなり、どうなんですかということをお聞きしたこともあるんですが、当然住民の方々はさあどうなんだ、私の時代か、子どもの代なのか、次の…云々ということも考えたら、どの程度までかということは、ある程度住民には、全く言えない状況ですか。</p>                                                                                  |
| 都市整備<br>課長 | <p>私達も住民さんに対応している中で、時期的なことについてどうですかというような、問い合わせ当然あるわけですが、今事業主体であります国と調整をしながら、この事業を進めていくということでございますので、町がいつにやりますとか、そういう話にはならないというような状況がありますので、なかなか時期的なことが、日にち的な事に対して説明ができないということで、ご迷惑をかけているという状況にあらうかと思います。今後説明会の中でも、参加者から時期どやねと、当然お話も出てこようかと思います。国としても出来るだけ早くやっていきたいということありますので、十分調整していきたいと思います。</p> |
| 議 長        | <p>ここでお尋ねしておきたいんですけども、モデル区間の400mね。これが完成されると、車の通行止めをするのか、それとも完全に全長一線になるまで、歩行者専用にするのかね。その点を。なぜそのようなこと申し上げるかと申しますと、16m、そして龍田から信号、清</p>                                                                                                                                                                 |

水さんの、それから、奈良農協龍田支所通って、400m区間のところまでと、法隆寺線の下ってきて、全部これ中途半端なってますので。これを車両通行さすのか、モデル区間だけを歩行者専用、あるいはそういうモデルで、その点はどうですか。

都市整備  
課長

今モデル区間の供用について、車を止めるんかということであるかと思うんですけど、当該区間については車の通っていただくということになろうかと思います。

今現在、青で塗ってる法隆寺線については、25号から用地の関係で整備が成されていないということもありまして、あくまでも通常服部道といわれてるところ、通って来られる方が、小吉田の集落、一方通行的な状況になってる部分を迂回をしていただいて、モデル区間を通ってもらって、農協の方へ出ていただく。また、竜田川の方へいっていただく、ということで考えておりまして、車を呼び込んで、今の現状の中で、来るものを呼び込んでどうかすると、いう状況にはないということで車にも通っていただく、ということにしております。そういうことでご理解願います。

議 長

なぜこういうことを言うかということ、25号ですね。よく私理事者の方に申し上げますように、信号の設置をいうたときにね。信号の区間が短いから、つかないんだと。幅がね。距離ですね。南都銀行から、現時点の区間いくときね。左折するときね。距離なんぼあんのか、一遍見てみんなわからんのと。それから次に、下りてきて、一番次に問題なってくんのは、その400m区間と丁度最終の法隆寺線の交差点部分の周辺に、福社会館というような計画をされておりますね。今現状でも、これ出る前に私は、建設課或いは計画課の方でお話させて貰ったときに、いとも簡単に迂回をしていただくということは、いとも簡単におっしゃってるけども、現状では、こうやって通過して抜けるこの道の、幅員が少ないのに、十何mの道路下りてきてね。ここでどういうふうになるんかと。今でも小吉田1丁目の住宅のところで、事故

が3件あるんだと。そういう点をね。ここで信号の設置をね、出きるのか、出来ないのかというところ。服部道簡単におっしゃてるけど、法隆寺線から下ってきて、服部道のところきて、あれ幅員8mあまりですわね。あこまで広いの通ってきて、あこは困るというような状況が若干出てきてる。周辺に。服部から来られて、中入ってね。上のぼられるのもいいけどね。上から来られて、小吉田の交差点部分ね。400mから右折されて、次にストップなっとるん。400mで。そのときにまたこれ、農協の上の方行くか、稲葉入っていくのか。稲葉のあの道路が、未だに稲葉の中でも。お互いの鉢合わせして、非常に争い事が、車のことがやっておられる傾向がでておるし。サイドの溝に脱輪されておる車も見受けますしね。開通するまで、モデル区間であるということも良く解るけど、こういうことはいいたくないんですけども、はっきりこれ法隆寺線できて、10年、16年。そしてモデル区間が出来て400m。そして服部のあこまで下りてきて、青線塗られてるけども、この小吉田と服部のところのね。信号の設置というの考えての、取り組みをされておるんですか。

都市整備  
課長

信号関係なんですけども、警察とも協議、今日も交通規制課いってもらってたんですけども、25号の交差部は当然、法隆寺線は設置を認められる。法隆寺線とパークウェイの交差部、これについても認められる。服部道と法隆寺線の交差部、これ、交通量の状況によって設置をされる。農協から下りてきた、町道405号線とパークウェイの交差、この部分についても南北の交通量の状況によって信号設置ということになってます。もう一箇所要望致しております。やはり事業を進めて行くに当たっては、当然地元の方と協議をする中で、信号、ここ立てて欲しい、いう要望もいただいておりますので、可能な限り信号設置をしていきたいということに考えているわけなんですけども、交通量の関係でどうしても、公安委員会との調整がすぐにはいかない。交通量の状況を見てですね。片側の交通量の状況を見て、設置をしていく。そういう状況になってます。

出来るだけ信号で対応できるように、警察とも協議はしていきたい。  
このように考えております。

議 長

すぐ警察、警察なんですね。住民の要望出ているということも、やっぱり一考入れてもらってると思うけど。なぜ、こういうこと私申し上げるといって、現時点で事故がもう、バリケード張ってますね。稲葉から服部越えて、小吉田入るまでのとこ。上から法隆寺線、平成16年、できるだろうと思うんですね。ゆくゆくは、安堵王寺線つなぐ計画持っておられるんだけど、ここで事故が3回あったというんだ。事故の確認というの。交通量が増えたって、誰が調べるのよ。そこへ何時から何時までと調査員入れるの。警察もいい加減なもんよ。不信感もつとんね。南都銀行からここまで、幹線多いから付けるというの解る。車専用になってもうたるわけよ。私が今いうてんのは、歩行者をどう守るかというところで、話しとるわけよ。その勘違いだけはしないように。25号に対する通過。信号つける…、南都銀行のとこ信号ある。それからまた信号、ここに出きる。車の通行に対する信号。私は小吉田住宅のこと言うてんのは、歩行者の安全をどうするかということの考えての、もの言うてんということだけ、念頭においていただいて。通行止めにしてほしいという、要望きたんのよ。通してもうたら困るという話はいっとるから、敢えてこの場で言ってるんだけど。あくまでも車の優先じゃなくて、人をどうするかと。それに伴って、やはり車の事故と言うことも、両方を考えてもの言うてる、ということで。今後も通行量多いとかいうことなしに、若干考えていってほしいということ、要望しておきたいと思います。

西谷委員

もう一度確認とおきたいんですが、法隆寺線は16年でということになってるんですけど、今実際にやってる中で、16年に完成、見通しがたってんのか、用地買収。何件か反対の部分あったと思うんですが。それがもう全部整理出来たのかどうか、ということと、それと当初私が聞いてる中では、モデル区間ではあるが、少なくとも公道

から公道へのバイパスとしての一定の部分をしようと思うと、当然法隆寺線もせんなん。その中では国の方も、モデル区間400mするけども、その代わり、町も法隆寺線やってほしい、ということの中で、この法隆寺線というのは出てきたような、記憶私するんですが。

そうなってくると法隆寺線が実際、出来なく、仮になったとしても、国の方はモデル区間の400mちゃんと、整備してやっていくのかどうかということ、確認しときたい。

都市整備課長      このモデル区間については、15年度で上物整理して供用していくと。この部分についてはあくまでも、法隆寺線の服部道から、パークウェイのモデル区間の交差部、この部分までは当然町道部分として、供用しないと服部道から入れない。25号からは、現在委員ご指摘のように用地でまだ止まってる部分がありますんで、出来るだけ早く対応はしてきたいというところへんはあるんですけども、今回の15年度の中での供用は出来ないような状況にある。

西谷委員      町としては服部道から、モデル区間まで、確かに法隆寺線には違いないですが、町道から町道へ国のバイパスが通ってるというのは、何か変な気もするんですが、実際に今の課長の答弁を、逆に深読みしますと、国道25号からバイパスまでの間の、逆に法隆寺線が難しいのかな、ということを実感するんですが。その件についてはどうですか、実際にいけるんですか。

都市整備課長      現25号、当然路線の指定がなされておって、このモデル区間、当該部分についても、国土交通省で区域決定がなされている。という状況にありまして。町道から町道ということで、供用ちょっとおかしいところあると違うか、こういうことなんですけども。道路、一遍に国道から国道まで出きるとか、そういう状況にもなりません。モデル区間ですから、あくまでも、通って、見てもらってということでありまして。この服部道が今、3000台以上の車が通ってるという

状況の中で、この今の狭い区間について、北側も通ってもらって、利用してもらえたらということで、法隆寺線の服部道からパークウェイの交差部まで供用して、町道405号線まで来てもらう。そこから25号線に出られる方もおられるし、そのまま直進して竜田川へ出られる方もある。という状況で供用を開始していこうということになっております。

法隆寺線が難しいかなということでご指摘受けている訳ですけども、国道25号に接して地権者の方、前後借られてるということで、今現在も交渉しております。法隆寺線の中で報告はさせていただきますけれども、地権者の方には鋭意交渉に当たっている状況です。1件だけ当初から、反対されている方ございまして、その周辺のかたについて、今対応しているところでございます。

西谷委員

なんでこんなに拘るかといったら、法隆寺線が、…、例えば、今確かにモデル区間、課長が言われるように400m、仮に出来たとしても、そこから西へ行く、東へ行くという形でないと、少なくとも国としてはバイパスの機能を果たすということでは、どっちへ行くにしても、法隆寺線の国道25号からの路線が出来なかったら、意味がなさない。いうことは逆に法隆寺線ができへんかったら、逆にモデル区間は出来ても、その先ができへのちゃうんかな、という結果なるんと違うかなということで、懸念してるんです。

そこで、基本的に斑鳩町の全体の中での道路網、見るときには、やっぱり道路は必要やとおもうんです。ただ、私は反対住民の方ともいろいろ話する機会があって、話の中では、反対住民の方も斑鳩のことを、反対されている言う中で、斑鳩のことを、将来斑鳩こうなって欲しい、一流の田舎であってほしい、3流の都市よりは、僕もそういう考え方は共感するところがあって、いろいろ話することがあるんですが、行政も斑鳩町も将来の事を考えて道路作ろうとしてる。住民の方は、確かに反対意見の方はおられますけど、底辺にあんのは、斑鳩の自分たちの住んでいる斑鳩の町も将来も、いいまちであってほしいと



いう思いは、一緒やと思う。そうしたら、先程説明会入るということで、課長言われたんですが、実際地元へ入るときでも、どうせ20, 30年反対されているんやという形で入るのと、必ずこれは造らないとあかんね、先行取得して、用地を買う部分は買ってきてるねからという姿勢よりは、同じように斑鳩町にすんで、斑鳩町のことを思っている住民なんや、ということで。少なくとも絶対道路ができて、あとに住民同士のしこりがのこることのないように、地元対応する姿勢については、かなり慎重に、あとあとやっぱり、反対してる人は人なりの思いや主張があるわけですから。それはそれとして、まずはやっぱり受け入れて、相手の立場になって、少なくとも考えてやるというのは、そういうスタンスというのは必要やと思う。非常に、反対してるから、逆に言うたら、そらあかで、という姿勢じゃなくて、私はこの反対の人と色々話してる中で、自分は自分なりにすごく同じ様な共通点を見いだすことができました。ただ、最終的に道路が必要や、必要でないという、主義主張は違ってたんですが、話せばなんかなるん違うかな、という感触みたいなものは感じましたので、行政の姿勢として早くやるんやということではなく、時間掛けてこの地域の住民の、周辺の部分も含めた形での、住民の立場にたった形での対応を、同じ説明会行くにしても、やってほしいなと自分の体験の中で思いましたので、そういうことちょっとお願いしたいな思います。

助 役

住民に対する理解、協力、当然おしゃるように、このパークウェイにつきましては、やはり住民の協力をもって進んでいける。我々といったしましても、これまで反対される住民の皆さんに同じテーブルにいていただくということで、努力したつもりでございます。反対者側から見れば、そうではないと言われるかと思うんですが、我々としてはそういう形で進めてきたと考えております。やはり、道路を含めた街づくり、これについては十分住民と相談して、この問題についても、同じテーブルにいろんなことを話し合って、そして前進できるよう努力をしていきたいと、このように考えます。

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員長        | <p>これをもって「いかるがパークウェイについて」の質疑を終結いたします。</p> <p>以上、本件については説明を受け、当委員会として了承をしたということで終わります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 委員長        | <p>次に、「法隆寺線について」を議題といたします。</p> <p>理事者の説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 都市整備<br>課長 | <p>次に都市計画道路法隆寺線について報告させていただきます。</p> <p>これまでの主な経緯と現在の状況および今後の予定について説明させていただきます。</p> <p>都市計画道路法隆寺線は、昭和４２年に他の３路線（いかるがパークウェイ・安堵王寺線・法隆寺門前線）とともに都市計画決定されたものであります。</p> <p>平成１０年度から５ヵ年事業として、国道２５号～町道４０１号線までの約５５０ｍを事業化いたしましたところありますが、その後、平成１３年度からは服部地区において区画整理事業が実施されることに伴ないましてその区域内を含む小吉田二丁目の約１３０ｍを延伸し、現在では延長６８０ｍで事業を進めているところであります。</p> <p>なお、この事業は、交付金事業であります緊急地方道路整備事業と起債事業であります地方特定道路整備事業とにより国から補助金等の交付を受けながら進めているものであります。</p> <p>事業といたしましては、平成１０年には地権者や沿道自治会の方々へ事業計画について説明会を開催させていただき、皆様のご理解とご協力をいただきながら測量や土地の境界の立会などの調査を進め、平成１１年度７月から土地の買収を始めさせていただきました。現在のところ用地買収は当初計画の約７０％を取得となっております。事業区域を延伸したことにより、区画整理区域内を取得したところで、全体計画買収面積の約５１％の進捗となっております。</p> |

なお、延伸区間の内、約 80 mにあたる面積約 1,600 m<sup>2</sup>につきましては、区画整理事業区域内にあるため土地区画整理法（第 106 条第 1 項）に基づき換地処分公告の翌日に斑鳩町に帰属される予定となっております。

また、現在引き続き用地の確保に努めているところでありますが、龍田地区におきまして国道沿道の地権者に対しましては営業用の駐車場のほとんどが事業用地となっており、残地には店舗兼賃貸マンションが残りますことから、代替の駐車場は残地に隣接してとのことでありまして、現在中央公民館の敷地の一部を提供することも考慮して交渉を進めているところであります。

また、龍田地区では当初から事業に反対の意向を示されている方が 1 名おられ現在まで反対の意向は変わっておられないところであります。しかし、その方の土地に隣接されておられる地権者の方々は事業に対して協力していただけるとのことで、現在土地の筆界の確定作業をしておりまして、確定でき次第、隣接地権者の方の買収を進めて行きたいと考えております。

次に工事の関係についてであります。用地買収ができ一定の区間がまとまったところから着手しているところでありまして、平成 12 年 1 月には小吉田二丁目、7 月からは龍田南二丁目の一部、13 年には小吉田二丁目、14 年には龍田南二丁目一部におきましてそれぞれ道路工事を実施してきております。（着手区間約 230 m）

今年度には先ほども説明させていただきました、いかるがパークウェイのモデル区間 400 mの供用開始と合わせて法隆寺線もパークウェイとの交差点と服部道（町道 401 号線）の間約 100 mについて供用を開始したいと考えております。

今後の予定であります。引き続き用地の確保に努め、一日も早く供用できるよう努めてまいりたいと考えているところであります。また、当初から事業に反対を表明されている方とも、事業に対しご理解願えるよう、尚一層の努力をしてまいりたいと考えております。

以上で法隆寺線についての報告とさせていただきます。

|            |                                                                                                                                         |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員長        | 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。                                                                                                                |
| 吉川委員       | この、路線説明あったように、5ヵ年事業補助等の要望で、平成10年からですね、平成14年度までということで、始められた。伸びるのに対しての、補助関係等の申請というんか、それはどうなってますか。                                         |
| 都市整備<br>課長 | ご指摘のとおりでございまして、平成14年度末ということで、完了すべく取り組んだところでございますけれども、14年度までに用地70%の確保ということになっておりますので、県と協議いたしまして、この補助について、伸ばしていただくということで、調整ができていますところですよ。 |
| 吉川委員       | 調整ができてるということやな。                                                                                                                         |
| 委員長        | これをもって「法隆寺線について」の質疑を終結いたします。<br>本件についても説明を受け、当委員会として了承をしたということで終わります。                                                                   |
| 委員長        | 次に、「その他の路線について」を議題といたします。<br>理事者の説明を求めます。                                                                                               |
| 都市整備<br>課長 | その他路線ということで、法隆寺門前線、安堵王寺線がありますが、進捗としては、門前線については先程説明させていただきましたので、ございません。                                                                  |
| 嶋田委員       | 安堵王寺線についてなんですけれども、安堵町においては、この1年のうちに地権者と用地買収の話がつくと、そういうふうにお聞きしております。用地買収の話がつけば、基本的に事業にかかってこれる。                                           |

ということで、安堵王寺線について、斑鳩町は、進捗状況ですね、どのように。

都市整備  
課長

富雄川から西の安堵領域の話かどうかというのがあるわけですが、基本的に安堵町としても、今現在西名阪まで工事をやっている。西名阪の下をくぐるに当たって、ガス管等の問題があって、なかなか取り掛かれない。西名阪のところで、止まった状態であると聞いております。今、ご指摘をされている地権者と話がついたという分については、富雄川の西側なのか、ちょっと把握しておりませんので、わからない。

斑鳩町についても、この事業は富雄川をわたる橋梁がある。そして県道までつながるということがありまして、大和中央道から県道までということで、毎年県事業として、取り組んでもらうべく、要望もいたしてきているところでございます。今後も、県にも要望行いながら、安堵との調整をしていきたいと考えております。今現在、事業・着手という状況にはなっておりません。

嶋田委員

斑鳩の安堵王寺線の東側の最終から、東側について今年度中に用地取得できるだろうという話をお聞きしております。先ほどから、お聞きしてまして、パークウェイなり、法隆寺線もお一人が、もうほとんどテーブルにもつかれない状態だとお聞きしておりますが、とにかく、道路の渋滞、混雑、凄いのものが。私も運転をしておりますので、あります。安堵王寺線、比較的に整備しやすい箇所をとおっておると。斑鳩町を通過する道路であれば、パークウェイが何年になるのか、まだ未定の段階というよりも、もうこれから20年、30年かかるかも判りませんので、通過道路を流していくということであれば、安堵王寺線のほうにも、力を入れていっていただきたいな、と思います。

吉川委員

先ほども話あったんですが、三室交差点から香芝の163号線までですな。25mの計画をされておると思います。これも何回となしに、質問し、お願いしているわけなんです、いまだに都市計画決定が打

たれない。王寺の本町というんですか、あの地域は毎日変わるほどの勢いで進んでおる。斑鳩のほう何にも、進まない。特に私前から申し上げてますように、三室病院の東側ですね、国道25号線の東側については、旧神南の池があつてですね、ある方が持っておられるわけです。それも売り地ということが上がっておるんです。このことについても、再三町の方に申し上げ、お願いをしておるわけなんです。現状どうなっているのか。国土交通省が昭和橋については、昭和町よりの信号機の手前で、右折れ車線を造る。15年度中にはつくるということも、国土交通省の建設課にいったときに聞いてきた。斑鳩町に入ったときに、もう少し力を入れてですね、掛からないと、本当に取り残されると思うんです。門前整備の問題、パークウェイの問題、駅前整備の問題についても、言い方悪いけど、今おられる方、この斑鳩町の役場におられる間にやれまっか、実際に。今のような状態で。もうちょっと真剣になって、考えてくれなあかんわ。そのためには、皆さんも心配されてる。町民の中に入り込んでいって、斑鳩の将来はこうあるべきやと。説得せんないかんと思うんですよ。理解を求めんないかんと思う。それがどうもたらんように思う。駅前にしろ、門前整備にしても、パークウェイにしても、いろいろな資料もうてますのや。これ。ええことばかり書いてますが。全然進んでませんやないか。もうちょっと真剣に、取り組んでもらわないとあかんと思う。それにはやっぱり皆さんの協力なかったら、出来ません。わし、いつも言うてまんが。みんなお互いに協力しあつて、やっていかんと、いかれへん。建設省へこちらいこうと思つたらでんな、今のところちょっといいかんといてくれ。中にはちょっとでも、助かつたらと思つて、言うてくれてはる人もあるわけです。そんなん吉川さん、担当課いತ್ತらやな、そんなんおいといてくれと、あほらしい、・・・してられまっかいなと。よそのこと、思てみなはれな。斑鳩町ほんとに。どないなりまんの、これ。もうちょっと真剣に、考えてもらわんと。俺役場辞めるまでに何とか目処つけんねやと、いうつもりでやってほしいわ、ほんまに。町長いやはつたら、せんど言おう思つててんや。町長に言う

てるように、駅前整備でもいつでも言うてまんが。地元におられんねや。何とかしてもらわないと。町長何期目ですの。おんなじことばかり、聞くのいらんわ。自慢やないけど、門前整備の時から資料もってきてんね。言いたいことはなんぼでも、あんが。しかし昔のことやから、あれやけども。せめて今現在、もう少し真剣に私は取り組んでもらいたいと思う。わしはもう67や。ほな吉川さんいる間にできませんわな。言われてまんね。みんなでお互いに、努力するところは努力し、やっていかんと、なんぼでも、取り残されまんが。いつも苦情ばかり言って申し訳ないんやけど。難しいことは私もよく判っている。難しい問題ほど余計に努力してもらわないとあかん。本当に真剣に取り組んでくれなあかんわ。人間は心や。そしたら、また判ってくれはんが。残念でならん。

助 役

本当に吉川委員から厳しい指摘を受けております。我々も机の上に座って、指示だけし何もしないということでない訳であります。あらゆる面に対して、地元に入り、また、県に相談し、前進できるように努力をしてまいりました。そういうことの中で、斑鳩町という地域特性があるんじゃないのか、と私も思ってます。町長が常におっしゃってますように、意欲と度胸もってやれと。我々はそれに基づいて、その信念でやっていきたい。これまでもやってきました。ただ先ほどもおっしゃってます、三室病院の南側の件でございますけれども、これについても地権者に会わせてもらうということで、努力をしています。ただ、今現在、3人の持分になっている関係から、お父さんがお亡くなりになったということで、みずほ銀行がその全ての権限持っている。競売についてはまだ、掛からない状態でございます。そういういざこざがございまして、我々としてはお会いできない状況となっています。したがって、お会いできる時期がくれば、早くお会いして用地の買収について努力をしていきたいと思っています。門前についても担当は常に土木と連携を図りながら、すすめておる訳でございます。吉川議員から見れば、我々の対応は鈍いかもわかりませんが。我々としては

積極的に進んでるということでございますので、なんとかご理解願いたい。町長がいわれておりますように、努力と勇気をもってやっていきたい。この精神を持って進んでいきたいと思いますので、委員の皆さんの大きなご協力もお願いしたい。このように思います。やはり、反対あれば、賛成ある。賛成あれば、反対あるということでございまして、両方とも町が立てるということになったら、非常に苦労します。どちらかひとつとらなければならない。いうこともございますので、そういう意味においても、我々としては、事務怠慢と言われることなく、積極的に進んでいきたい。このように思っていますので、よろしくをお願いしたいと思います。

吉川委員 助役さん。何べんも聞いてますんで、1回、2回やったら、ここまでいわへんが。同じことなんべんも言うてまんねん。難しいことも判るて自分から言うてまんねや。どこにその原因あるかね、やっぱりもっと勉強もして、検討もして、できるだけ進めてもらいたいと思うんです。確かに難しいことは確かです。道ひとつにしても、もう感情にはしらはったら、どうもなりまへんねや。中には吉川さんここに断りに行くのいらんよって、自治会長あんだことわっとくはなれ。こういわはる。しかしやっぱり、私は誠意を持って、行ったら、糸口は必ず見つけられるものやと、思いますので。せめて前からお願いしてますように、パークウェイはやらないかん、法隆寺線はやらないかん、ひとつずつ片付けていかんなら、係りのものも大変や思う。三代川もそうなら、これ以上申しませんので、是非とも吉川さんにあんなこといわれて、腹立てて、やったるはという気持ちになっとくはなれ。お願いします。

委員長 これをもって「その他の路線について」の質疑を終結いたします。

本件についても説明を受け、当委員会として了承したということで終わります。



|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員長        | <p>続いて、ＪＲ法隆寺駅周辺事業に関することについてを議題といたします。理事者の説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 都市整備<br>課長 | <p>ＪＲ法隆寺駅周辺整備事業につきまして報告させていただきます。</p> <p>この件に関しましても事業の経緯について少し説明致しまして現在の進捗状況等を報告させていただきたいと思います。</p> <p>まず、ＪＲ法隆寺駅周辺整備事業の経緯について配布しております資料４－１によりまして説明させていただきます。</p> <p>当地区は昭和６１年の都市計画道路検討委員会において都市計画道路の整備とともに重点的に取り組むべき事業として位置付けられ、斑鳩町総合計画においてもまちづくりの重点施策のひとつとなっております。</p> <p>当地区の抱えている課題は日乗降客数約２０，０００人を数える駅であるにも関わらず十分な駅前広場もなく駅前に連絡する道路も狭隘未整備な状況となっており、また、駅東側奈良方面踏切は車両と歩行者が輻輳し大変危険な状況にあるなど駅周辺の安全性の確保などが重要な課題となっております。</p> <p>このため駅前広場や周辺道路などの都市基盤を整備し都市機能の充実はかるとともに文化商業機能の集積を図り当町の玄関口にふさわしい顔づくりを目指した整備をと今日まで取り組んでまいりました。</p> <p>このような整備課題を踏まえて昭和６２年より２ヵ年間にわたりＪＲ法隆寺駅周辺整備検討委員会の審議の過程を経て当初は駅南口の市街地部分（駅南地区）の約２．５ｈａを市街地再開発事業、さらに南側の農地部分（新家地区）の約１０．６ｈａを土地区画整理事業の手法を活用して駅前広場、アクセス道路、安堵王寺線などの都市基盤整備を図ることで駅周辺の都市機能を確保しようという一定の方向付けがなされました。４ページの《別表》左側の欄で当初の計画を示させていただいております。</p> <p>これを受けまして、平成２年には地権者を中心とするまちづくり協議</p> |

会の組織づくりと整備計画を説明するため地元に入りました。しかし市街地再開発事業について地元にお住まいの皆さんの生活に馴染まなかったということもありまして地元調整が難航するという状況となりました。一方農地部分の新家地区においても土地区画整理事業の説明会を開催したところ地権者による駅周辺整備準備委員が選出されるなど事業を前向きに進めようと気運が高まり、先進地視察の実施をされたり、また地元から市街化区域への編入要望がなされるなど駅南地区とは事業に対する温度差が生じました。

そこで駅南地区、市街地再開発事業を想定した地区でございますが、関係権利者の意向把握とご理解を得るために平成３年度において約７０名の関係権利者の個別ヒアリング等を実施して、その結果を評価して事業の可能性について再検討を行ったところ事業を成立のため要件など種々諸問題等のある結果となりました。このことから平成４年度において駅南地区の整備手法や整備範囲の絞込みのための検討を行い、平成５年に市街地再開発事業を白紙に戻し、駅南地区の市街地部分を街路事業、その南側の農地部分（新家地区）を土地区画整理事業を用いて駅前広場及びシンボルロード的なアクセス道路（駅前～都市計画道路安堵王寺線～県道大和高田斑鳩線つなぐルート）を確保することといたしました。４ページの《別表》右側の欄が変更後の計画となっています。

そして平成６年度からは駅前広場やアクセス道路の都市計画決定に必要な関係機関協議を進めながら地元対応を進めてきました。しかし、新家地区の地権者の熱意が計画当初のバブル経済時期に比べ薄れ、バブル崩壊後の経済情勢の低迷等によりまして事業後の土地利用への不安の声も聞かれるようになり一部反対者されている方もあり事業が動かないような状況となりました。地元におきましても、事業区域の縮小や事業の賛否を問うアンケート実施、反対されている方へに代替候補地の選定など事業化への気運盛り上げに努力されてきましたが、長引く経済情勢の低迷により事業化にふみきって頂けないという現状にあります。

また、街路及び駅前広場の都市計画決定につきましても新家地区土地区画整理事業との一体的な考え方で都市計画を定める必要があります。

このことから新家地区の事業化の停滞に伴い都市計画決定そのものも進まないような状況となっています。

このよう状況の中で、平成12年の交通バリアフリー法の成立以降JR大和路線各駅のバリアフリー化がなされたことなどから、法隆寺駅のバリアフリー化や世界遺産法隆寺の表玄関である駅舎の景観形成等に対して議会をはじめ住民の皆さんからの要請が高まってまいりました。

そこで、町といたしましては、法隆寺駅周辺整備事業の構成事業である駅前広場整備、駅へのアクセス道路整備、新家地区土地区画整理事業、都市計画道路安堵王寺線の整備、駅舎改築整備の進め方について検討を致しました結果、法隆寺駅は交通バリアフリー法の関係で5年以内にバリアフリー化を図るべき駅であり、また駅舎整備に対する住民ニーズに応えるためにもまず駅舎改築整備に取り組むこととし、JR西日本と協議を進めながら平成14年度に法隆寺駅整備基本構想策定調査を実施してきたところであります。

先の一般質問においてご答弁しておりますように基本構想において駅舎の整備手法や周辺アクセス道路のなどの一定の基本方針の取りまとめができたところであり、駅舎についてはホームが2面、線路が3線と2面2線の2案の橋上化構想を得たということでございます。

それでは、2案の構想について、配布資料4-2よりましてご比較説明させていただきます。

まず駅舎、自由通路の関係ですが1枚目の2面3線（案）の場合、現在のホーム幅員に余裕がないため駅構内の階段とエレベーター又はエスカレーターを縦列配置せざるを得ず旅客の流れに問題が発生します。これに対して2枚目の2面2線（案）では駅構内の階段とエレベーター又エスカレーターを並列して配置できるので旅客の流れには問題が特にありません。

次に自由通路に関しましては、幅員は両案とも6m程度を確保できるものとなっています。そして、北口駅前広場から自由通路へは両案とも幅員4mの片袖階段と上り方向エスカレーターとエレベーター各

1基を設置できるものとなりました。南口広場から自由通路へも両案とも幅員2.3mと3.0mの両袖階段と上りエスカレーターとエレベーター各1基を配置できるものとなっています。

次に北口の駅前広場及び道路についてでございますが、駅前広場は2面2線（案）の場合に1枚目の2面3線（案）に比べて広場の奥行きを深くとることができるため、自由通路階段付近で人の広場として活用可能なゆとりある歩行者空間が確保できることになっています。また2面2線（案）では北口におけるアクセス道路を整備する際に線路の廃線により生み出されたJR敷地を活用することにより、2面3線に比べて、2面2線の方がアクセス道路を整備する際に、ほとんど民地を取得せずに整備できるというメリットがあります。ただ廃線跡地のJR用地については買収はする必要があると考えている。

次に南口の駅前広場については、両案とも町有地の緑地広場と現況駅前広場を活用することにより車両等の流れを円滑にできるような暫定整備が可能となっています。

なお、駅舎の位置関係につきましては、両案とも現在の駅前広場と整合した配置計画となっております。

以上のように駅舎橋上化の基本構想2案を比較しますと、町と致しましては2面2線（案）が良案と考えておりまして、基本構想調査が完了した直後の4月上旬にJRに対して2面2線（案）の採択を強く要請したところであります。JRにとりましても2面2線化の可否については重要かつ検討に時間を要する事柄であるとのことから、町の要請を受けて基本構想に基づいて検討を進めていただいているところであります。今後も町、JRが相互に連携を図りながら早急に結論を出していただき、橋上駅舎計画を具体化するための基本設計へと作業を進めていきたいと考えています。

続きまして、駅周辺のアクセス道路等の整備の考え方についてでございます。

資料4-2の3枚目のJR法隆寺駅周辺アクセスルート（案）をご覧いただきたいと思います。

まず、駅の北口でありますが、駅北ルートA（水色）につきましては、南北の現況町道312号線ルートを含めて一部民地の協力を得ることにより北口広場を暫定整備できるようになっており、また、駅前広場から東へ町道306号線（新家目安線）への一方通行（踏切で左折のみ可）で右折は踏切との関係で出来ませんが、道路を確保し、北口駅前広場内の交通の流れの円滑化を図ろうという考え方となっています。この一方通行の道路については、先ほど申しあげましたように2面2線（案）ではJR用地を活用できますが2面3線（案）では民地に協力を願うことになります。

次に駅北ルートB（赤色）でありますが、2面2線化した場合に追加整備可能なルートとして廃線後のJR用地を活用して駅北方面（いかるが書店交差点）から駅前広場を結ぶ一方通行の新しいアクセスを確保できるという考え方です。この道路が確保できると、駅北口広場の車両の流れがさらに改善されることになります。

次に駅の南口でありますが、資料では駅南ルートC（ピンク色）でございます。以前からご指摘をいただいております駅の自転車駐輪場用地の一部を活用して拡幅整備を行ない、当該道路から南へは支障移転物件が少ないことから、新家地区の土地区画整理事業の区画道路にあわせたかたちで県道大和高田斑鳩線及びいかるがホールへの新たなルートを確保していこうという考え方となっています。以上が駅周辺のアクセス道路の整備の考え方についてでございます。

これらのアクセス道路の整備計画の具体化に向けては、JRによる2面2線（案）の可否について検討をいただきながら、並行して整備計画等の検討を加えているところでございまして、新たに取得が必要となる用地の地権者との調整を進めながら可能部分からでも道路網の整備改良に取り組んでいきたいと考えています。

また、先ほど経緯の中でご説明いたしました駅南口の駅前広場やシンボルロード的なアクセス道路につきましては新家土地区画整理事業の動向を確かめながら将来の駅南口周辺のあるべきすがたとして都市計画決定等の位置づけをしていく必要があると考えています。

最後になりますが、特に駅舎橋上化（南北自由通路整備）においても相当な費用が必要であり、加えて駅前広場やアクセス道路の暫定整備の費用も必要となってまいります。

町と致しましても各事業実施に向けて、より有利な財源の確保と実現可能な財政計画を立てながら関係機関の協議ならび調整を進めたいと考えておりますので委員各位のご理解を賜りますようお願いいたします。ＪＲ法隆寺駅周辺整備事業についての説明といたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

西谷委員 今回橋上駅ということで、閉会のなかでは、交通バリアフリー法案が出来た……。そもそも交通バリアフリー法案というのは、どこが事業主体になってバリアフリーせんなんのか、というのをひとつと。それと、斑鳩町は橋上化をするというんですが、その目的なにかということと、相当な額になると思うんですが、今の計画案で総費用がどれくらいで、ＪＲがどれくらい、国補助はどのくらいの割合でであるということで、計画をされているのか、教えてください。

都市整備課長 バリアフリー法の中で、駅について、５０００人以上の乗降客のある駅についてはＪＲとして整備をしていくと。ＪＲとして整備をする中で、現状の中でどう対応するかということになってまいります。そうすれば以後、整備計画に協力をしていただくことが難しいという状況になりまして、ＪＲと協議いたしまして、その整備手法を検討して、ＪＲはＪＲとして、補助の採るところはとってもらって、負担について調整をしていく、このように考えています。橋上化の目的ですが、自由通路を確保することについては、一般質問でもございましたように、東側の踏み切りの改良が現状の中でとても難しい。その中で、北から南へ渡る方が、半数、朝混雑時の調査もしていただいたわけですが、半数以上、北から踏み切りわたって、南の方に行かれるというような

実態もございまして、踏み切りの危険を回避をすると、自由通路を作ることによって、北側から踏み切りをわたらずに、駅構内に入っただけということで、歩行者の安全を確保していこうということで、橋上化を計画しているということでございます。

費用については、基本構想の中で、今ままで、小泉、郡山等言われている事業費、斑鳩ということで、景観等の配慮する中で、整備費用的には多少上がるかも判りませんが、小泉、郡山の実施されたその費用で、財政計画の中でも15億程度と言われているわけですが、最終的には、整備の仕方によっては増減は出てくると思います。JRの負担は、最終的に事業費が出る中で、協議していくということになってくると思います。基本的には、JRとしては、駅舎の立替に要する費用については、負担をされていると聞いているんですが、最終的な負担は今後少しでもJRに負担していただけるように、調整をしていきたいと考えております。

西谷委員      この事業のなかで、大体こういう事業については国庫補助3分の1とか、2分の1とかあると思うんですが、その辺は。全く今の課長の話でしたら、15億くらいかかって、そのうち駅舎の分いくらかは、できるだけしてもらおうようにするというだけでは、割合がわからないんですが。具体的なこと、教えていただけますか。

都市整備  
課長      道路維持課とも協議しておりまして、アクセス道路含めた形で全体に対する補助を受けられるか、どうか、その辺について、今こういう図面で示させていただいておりますけども。こういう道路計画がある、自由通路部分についての補助、大体もらえるやろと、2分の1の補助ですが。駅舎に相当する部分については補助の対象にはなってこない。自由通路、そしてその他の道路網整備について補助を採択してもらおうということで調整を図っている。最終的にはまだ採択されるかどうか、どうかわかりませんが、自由通路部分については何とか可能であると聞いております。

西谷委員 採択される自由通路、採択されるやろうということで。実際に自由通路といっても。何でこういう質問するかというと、実際には都市計画決定やって、双方で、北側と南側の駅前広場の計画決定しないと、自由通路みたいな部分については、通路としてみなされないから、補助の対象にはならないと思うんです。当然駅前の整備にしても都市計画道路が、説明の中ではほとんど現道の部分での拡張くらいやったら、都市計画道路としての、駅前広場も都市計画道路の先に駅前広場を造ったらええけど、そうでないとするなら、駅前広場の整備についても、国の補助の採択にはならない。自由通路も採択にはならへんいうことになったら、町は、おそらく15億ほとんどを町が持ち出しやって、せんなんような事業になると思うんですね。そしたら、バリアフリー確かに、足の悪い人いてはって、・・・・のために、エレベーター、エスカレーターつけんの、大事やと思うんですが、そのために、少なしとも、町が14億あまりの、町の一般財源の中で自由に使えるお金は、10億前後くらいとしたら、大体1年から2年分くらいを、それにつぎ込むような形になる計画を建てていいのか。私は費用対効果では、相当無理があるような気がするんです。その辺のところはどうですか。

都市整備課長 都市計画決定をしてということになれば、街路事業なんで都市計画課と協議することになります。いま道路維持課と協議しております。交安事業の中で、交通安全施設整備事業ということで、道路交通環境改善促進事業という事業に採択できないかということで協議をやっています。都計決定を打とうすれば、シンボルロードから、南口駅前広場、そして自由通路、北口の広場まで都計決定と、こうなっていくますんで。今の現状の中で、補助採択メニューがないか、その辺について協議をしている。ご指摘のように今の道路幅員で都計決定打てるかといったら、難しいものでてくると言う中で、今の計画しているもので採択ならないかという状況です。



西谷委員      この計画について疑問に思ってたのは、非常に多額の投資をせんなん。仮にそれでやったとしても、そこへ行く道は現状のまま。あるいはせいぜいこの図面で見える限り、拡幅されても1, 2 m。果たして費用対効果から見て、今急にせんなん事業なのか、非常に思うんです。だから、斑鳩町で見たら、隣の小泉も橋上化になってる。王寺もなってます。それは全部、駅前の周辺の、ちゃんと一体的に駅前広場も整備やって、その一環として橋上駅もするから、国の補助も十分もらえるし、トータルの中では投資をしても、効果がある部分やと思います。関西線の周辺で隣もやってるのに、うちだけが橋上駅ちゃうよってに、見たいな、発想でされるとしたら、もう少し時間を掛けて、練り直すべきじゃないかな、思うんですが。

助 役      費用対効果という質問につきましては、その効果がどうかということとは別問題として、ただ、この法隆寺駅といいますのは、斑鳩町の玄関口ですので。この玄関口をやはり、きっちとした整備をしていかなければ、斑鳩町にお越しの方がどう思われるかを考えて見ますと、やはり整備は必要やと。このように考えます。我々といましては、補助については、まちまちなみ事業とか、そういうなものがございます。どれかの事業に食らいつくというような形をとりながら、補助をいただくということに、我々努力をしたいと思います。交通バリアフリー法によれば、もちろん決まっておる訳でございまして、そういうバリアフリー法によっては、JRがやるということでございますけれども、今の場合は町が駅舎整備を実施するということでございますから、全体的な中で考えていただきたい。そういう中で、費用対効果を十分考えながらで整備にかかる必要があると思っています。我々といまして、橋上駅から、シンボリックな法隆寺を見渡すビューポイントを作ってですね、そしてあれが法隆寺や、というようなルートをこの法隆寺の駅舎から判っていただく、というようなことも考えていかなければならないし、そういうことを含めながら、整備に取り組んでいき

い。

ただ、西谷議員おっしゃるように、非常に大きな財源が伴いますし、我々としては、この事業は大型プロジェクトの事業の一つと考えております。そういうことで、費用対効果の出るような形で、最終的には決めていきたいと、このように思いますので、ご理解願いたいと思います。

西谷委員 確かに橋上駅して、駅降りたら、法隆寺みえて、そういう中では僕も、法隆寺の世界文化遺産のある街の玄関口として、今のある部分がふさわしくないと思いますし、助役の言われるように整理しやんなと思う。ただ、こんな中途半端な、逆にいうたら、見切り発車していいのか、という気がする。だから上で橋上駅で法隆寺みえても、実際にそこいこうおもたら、今の道をいかんなんような。そこがギャップやないのかな。もう少し、区画整理の新家の部分もなかなか進まないという話ですけど、そんなこと関連して、一体で整備する方がいいんちがうかな、思います。だから、今の費用対効果は別にすると、助役はそうおっしゃるんですが、巨額なお金が掛かるんやったら、もう少し費用対効果も考えないかんし、おそらく今のこの説明の中で、15億のうち、逆にいうたら、ほとんど町がやっぱり出さんなんような事業になってくんねやないのかな。半分になるということは、恐らくないと思うんです。そうなってきたら、今果たして、駅前の区画整備が進めない中で、この事業をこれ以上進めていいのかな。私は非常に疑問に思います。

助 役 西谷委員がおっしゃるように、やはりこの事業はそう簡単に進めていいのかどうかと、いうことも我々十分考えながら、進めていかなければならない。そのために、法隆寺駅前周辺整備事業という形の基本構想を立てたわけです。駅舎と駅舎に通ずるアクセス道路、これも考えていかなければならない。ひとつとして整備していかなければならない。このように思います。その中で、進めていかなければならない。

非常に大きなプロジェクト事業と考えています。

できるだけ採択できる事業手法を考え、助成を頂く努力をしていくべきであると考えております。

吉川委員　西谷委員の言われることはよく判るんですけども、今まで、西谷委員もえらい失礼ですけども、現職でおられるときからですね、このことについては進めて行こうという事で、経費的にいろいろな調査もやり、やってきてるなかで、ただ、私は前から同じこと申してるんですけども。駅舎バリアフリーいわはるけども、バリアフリーなんか今の時代、必ずやります。やらんところありませんは。それよりも、橋上駅できたよっていうて、今の道路網では、アクセス道路いうてくれてはるけども、どうしまんの。せめて、安堵王寺線、先ほど嶋田委員がおっしゃった、安堵王寺線から、法隆寺駅、8 m抜くということは、はじめからなにしてる訳や。この前も、この図面みせてもらって、その西側へ6 mの道路持ってくる。これで見ると、三代川へ突き当たったたる。三代川からこれどないしまんの。こんな計画あらしませんは。これ三代川へあたったんのどないしますの。私はやっぱりこの際、周囲も含めた中で、お金についてはようけいるなど、昔みたいに国鉄時代やったら、ちょっと陳情に行って、ある程度もらえた時代と今は違います。国鉄もなくなって、民間なってるわけです。出してくれませんで。その中でやっていかなあかん。しかし、助役さんもおっしゃるように、これもうみんな一緒だと思うんですよ。やっぱり斑鳩町の玄関口です。なんとかせんなんという気持ちは、全部あると思う。確かにおっしゃるように、大きなお金掛かりますんで。大変やけども。斑鳩町の将来考えたら、出来るだけ早い機会に、やらなくてはならない問題だと思います。北口のところにですね。川口さんの前ですか。増井さんの横に、どこの土地か知りませんが、整地してあるから、聞いてたら、こうこうやという話で、ああいう土地は少々借金しようが、住民の皆さんわかってくれると思うね。買収して、将来のために残すべきやと思う。あの土地はひとつしかありませんねや。確かにえらい

です。お金は。それは気の毒やと思います。しかし、知恵を絞って、少々借金しても、斑鳩町の顔や。庁舎でも一緒。いろいろいわはりまんが。しかしこれも斑鳩町のひとつの顔や。いろいろや、見方は。私は斑鳩町人口29000人の人口あるが、8割以上はやっぱり必要やろと。確信もっていえると思うんです。残念なのは、駅舎ばかり言っってはるから、わたしはこんな道路やらんと、どうにもならないと思いますよ。町が考えてやるように、3線あるやつを1線だけ減らして、2線にしてしまう。今は物建ってないから、買収すんのも安くいくと思います。将来的には引き込み線でも、残しておくくらいの余裕を持った。またそれはどないでも使えるねんから。考えをもってもらわないと。あまりにも、みみちい考え方、ばかりしてたんでは、ようになっていかへんと思う。どんない建物できても、やっぱりそれを利用してもらわないといけない。斑鳩ホールしかり。大いに皆さんが利用してくれはったら、少々高くついても、一般財源持ち出しても、皆さんさえ、喜んでくれはったらそんでいいわけや。しかし利用はせえへんは、経費はいつていくだけでは、どうもなりません。是非とも駅舎改築の含めて、これは基本構想、出来上がってますので、基づいて、私は周辺の道路整備を是非ともやってもらわんと。南側、やっぱりよくなったら、そんだけきはるわけや。どっから入ってきまんの。そら、先ほど説明された北側の道もあります。ここへ来るのも難儀せんなんね。抜本的に安堵王寺線、ここは18mなると思うねけど。16mのやつを、今度駅へ向かって18mを、ちょっとでも買収するような、方向を講じてほしい思うねん。パークウェイのときあんだけ買ってますねや。それ考えてみなはれな。パークウェイの土地買う。今は買い戻してもらい、理事者の皆さんの努力で買い戻してもらい、いろいろ批判もありました。そのときのあれによるも、やむを得ない。そのこと思ったら、やれないはずがないと思う。思い切った、私は、方策をとってもらいたい、こう思うんです。大和川から富雄川まで高架にしたらいいと、滝さんにまで聞きました。全国の高架になる補助金の総額まで聞いて。それ皆取り合いしてはるわけや。しかしその中に、踏

切が3つ以上あって、1日2万台、通らんと補助金でない。せめて駅前この周囲だけでも、もう少し真剣に考えてもうて、思い切った施策を講じてもらいたいと思います。西谷議員現職でいてはるときから、この問題は、……。まちづくり協議会つくろとか、いろいろしてもうてるわけです。いろいろ調査もしてもうてるわけです。この前の390万ですか。かけてこれ、やってるわけです。それを活かしてもらわないかん。基本計画できてきたら、いやそれ以上にこうやるんやというぐらいの熱意を持ってかかってもらいたいと思うんです。わかってますねん、わしゃ理事者とちごて、いうだけや。自慢やないけど、わしいけるところへ、行けといわれたら、なんぼでも頼みにいきまんが。そんな努力はおしませません。せめてもう少し、広大な計画、駅舎、バリアフリー、これはもう結構だ。橋上化して、わしやったら、少々無理してもでんな、駅の周囲高架にしてでんな、下また利用できますが。土地あらへんねも。なぜ、区画整理ですか、進まないねやろ、どこに原因があんねやろ、ということをこうちょっと真剣に考えてもらって、時間を掛けてもらいたい。私ひとりの意見ではどないもありませんので、皆さんの意見もきいてもうて、私はそう思います。一貫してそう言ってきてます。この前にも説明あったときにも申し上げた。この前のときにはいかるがホールのとこへ持っていく。斑鳩ホール一方通行でんが。こんなんどうしますの。こっちで土地買うてすんねんやったら、一層のこと、やっぱり幹線道路が大事。今の時代に車のらんと生活できない。言葉に語弊あるかもしれないが。南向いてやったら、この図面で見える限りは。これ6mですかね。8m。

都市整備  
課長

配布させていただいてる図面なんですけど、この道路、今直線で南に下りてますけども。新家の区画、これ線入れさせてもらってますけども、この計画にも整合取れるというようなルートでもっていきたい。このように考えてます。今直線ですけども、第1の区画街路がありますけども、そこから西へ行くか、東へ折れるかして、直線に下りるかして、ちょっと曲がる可能性はあるんですけども、区画街路にあわし

た形でもっていきたい。三代川で故意的に止めてるわけでもないわけで、あくまでも県道なりに連結するということで考えておりまして、今現在は三代川の右岸堤防のところで止まっていますけども、これを右岸堤防から、県道に出てもらうんか、左岸堤防、渡ってでてもらうんか、これ当然県道側に出てもらおうという考え方はもっております。この道路も、区画道路が6 mということで、6 mという考え方でなしにですね、駅へ通ずる暫定のアクセス道路整備ということなんで、歩道もつけた形で考えてます。道路も当然行き違いをしていくということですから、幅員の的には、1車3 mは確保して、車道だけでも6 mは確保して、それで歩道を設置していくと。だから、補助についても出来るだけ採択してもらおうというようなことで、今要望を行っている。最終的に結論出てないんで、はっきりしたことはいえませんが、要望もしながら、取り組んできているということです。シンボルロードと言われる部分については18 mということになりまして、相当住宅地があると。そうした中で、すぐにそれを進めていくということについては、代替地等の問題も生じますから、今の現状の駐輪場部分も整理をして、今建物のない、そして南側の区画整理の中の区画道路と整合あわした形で、アクセス道路の整備を考えているということですので、ご理解をしていただきたい。このように思います。

吉川委員 藤本課長そないおっしゃるけども、18 mの区間、法隆寺駅に近いところは確かに、民家もあるし、工場もありますけども、こちらは全然ないわけ。遅くなっていったら、また家建つかかわかれへん。ここで6 mとんねやったら、3分の1はどっちみち買収うけんなんね。私は意見して、是非ともですな、橋上駅、してもらってるのは、大いに賛成です。併せて道路網について、再度検討を考えてもらいたい。駅舎と同時に考えてもらわないと、駅舎だけなんぼええの来ても、きやらしまへん。今まで、川西やら、三宅やらから来てはった人が、小泉へいかはりまんねん。中央道出来て、向こう早い。法隆寺から乗るより、たかくつくねん。定期券。それでも向こういかはんねん。2回か、3

回、踏切も改修してもらって、努力はしてもらってますが、抜本的には。今この宮崎さんそこから来るこの道、大変な状況です。ましてや県道、ああいう状態です。木田議員が一般質問でもいってはったように。斑鳩町、にっちもさっちもいかんようになってまう。是非とも私は駅舎をやられるんなら、道路も併せてやってもらいたいことを強く要望します。

木澤委員　いま、西谷委員と吉川委員のほうから、たくさん聞いて貰った中で、私も聞きたいことがたくさん入ってますが、最後に1点。一般質問の中で、踏切の拡幅ということ言ってもらって、町長から答弁頂いているんですけども、JRとの交差の中で、ポイントがあるんで、駅側の拡幅は難しいと。三代川の改修によって、踏切を拡幅していくということを検討しておられるみたいですけども。構想を絵とかあるんでしたら、聞かしていただきたいんですけども。今後どうしていかれるか。

都市整備課長　踏切の拡幅なんですけれども、踏切については基本的には、高架にしてほしいと。中途半端というと語弊があるかもしれませんが、広げることによって、余計に危険度をますと言うような状況もありまして、踏切については、基本的には高架か、桁線橋を造ってください。当然あの現状から、桁線橋はつけれる状況にありません。測道を造ったりしていかないとはいけません。そうなれば、交通安全のために、自由通路を駅舎の中で確保しましょという、方向になってます。三代川の改修計画ですが、当然県の方で、JR側と協議をするわけですが、その計画については、現在手元に持ってないですが、その分について今のまま、開渠でいけば、広げることは無理であろうし、その辺が明確でないしお答えは今の現状では難しい。ということです。三代川の改修計画が定まれば、詳細をできるか、お話もさしていただけるかと思います。

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 木澤委員   | <p>今計画としてははっきりと言えないと、おっしゃいましたけれども、高架にするとか、トンネル掘るんか、どうかわかりませんが、私、気になったのは、自転車はどうするのかなど。その点も問題点として、認識いただいて今後も検討いただきたいと思います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 嶋田委員   | <p>法隆寺駅周辺プラン、駅舎改築なんですけれども、この昔の駅南地区の再開発事業ございましたね。凍結になりましたけれども。現場を知らない大学教授が駅前やったら、再開発事業やということで、町も乗ってこられた事業だと思います。実際説明会で私が聞いたときには、南地区は住居地域やねんと、商業地域やない、住居地域やねと。住居地域に再開発はなじまないと。役場の方がそうおっしゃってました。せやのに、再開発事業やと。ほんでおかしいやないかということで、凍結をお願いしました。ただしその時に、北口については、再開発事業は商業地域として考えてるから、再開発事業をやっても、採算はとれるやろうという、お話でしてんけれども、今この駅舎改築に伴って、北口地区ですね。どのように考えておられるんですか。今のまま、それとも並行して事業としてやっていかれるんかどうか。</p> |
| 都市整備課長 | <p>北口については、1件の倉庫解体された所。広場が狭いということがあって、当該地を協力願って、少しでも広場スペースを確保していかうということで、地権者の方にも話をさせてもらってます。それ以北については、出きれば歩道と、歩行者の安全ということで、歩道の用地協力をお願いできればと考えておりますけれども、大きな再開発とか、大きなプロジェクトというのは持っておりません。</p>                                                                                                                                                                                            |
| 嶋田委員   | <p>道路面だけではなくに、面的な整備という意味で、折角十何億円とかけてやられるんでしたら、北口地区についても、斑鳩の顔とおっしゃてるんですから、法隆寺行かれる観光客等も通られるので、今が汚いとかそういう意味ではなんですが、整備される方向に考えていっていただきたいと思います。どうですか。</p>                                                                                                                                                                                                                                   |



助 役      今も課長が申し上げましたように、法隆寺北口につきましても、現在の倉庫を取り壊された、地権者と、町は若干の犠牲を払っても確保したいということで交渉を行っております。また、西側の民家についても、何らかの行為がされるときはそういう形で進んでいきたい。嶋田議員がおっしゃるように、面的の整備は随時進めて行きたい。このように考えております。しかし、主は南側の地域の整備を進めていく。基本構想の中に位置付けられている方向に向けて整備を進めていくということでございます。

嶋田委員      主は南側の構想というのは、区画整理事業とタイアップということですか。

助 役      勿論、新家の土地区画整理事業は中止になったということはございませんから、当然法隆寺の駅周辺整備と併せて進めていくという事でございます。

嶋田委員      報告の中にもありますけれども、新家地区事業が進まない状況から役員会等の開催を働きかけるが、開催に至らなかったと。区画整理事業に関しても、当初は割と甘いことを言って、皆さんが乗ってこられた。実際視察等に行くと、これは話違うでと、言う形になってくる。バブルになってきて相続税の事などで頭を抱えられて、ものすごく冷え込まれたと、そういう経緯があったと思うんですけども。区画整理事業と併せて南側を整備されるということもいいんですけども、この計画書、アクセスルートですか、見ますと、駅の北口ですね。高塚電気さんへ出るところ、これ対抗出来ないような道ですわ。同じく線路に沿って、東へ行くと。その行き着いた道についても、狭い道ですね。面的な考えでやっていただければ、駅舎改築しても、メリットは出てくると思うんですけども。再度お尋ねします。北口については、一応道路部分に関してだけということなんですか。

助 役 勿論北口に関しても、地権者の方々が、改築とか、家屋そのものを取り壊されるというときには、町はそれを買収し、北口の周辺の整備を図っていくのが当然でございまして、また北口から西の方につきまして、興留までいくということについては、２面２線の整備であればその分だけの、面積が確保出来ますから、そういうものも含めて、高架のしたをくぐり抜けて西の方へ至る、循環道路ですか、そこにジョイントするということを考える、ということでございますので、あくまでも現状においての、協力を得ていただくなかでの、整備と考えております。

嶋田委員 王寺に関しては、南口ですかね。昔は、線路敷きいうんですかね。田んぼと泥田、そこをきれいにされた。小泉に関しても南の方は田んぼとオリエントシューズでしたか、そこら辺を買収されて、きれいにされた。郡山についても面的整備で、きれいになっていった。斑鳩の場合は両方あったんやけれども、昔のままの状態であるということから考えても、観光客が法隆寺駅下りて、さあ法隆寺行こうかと、そうしたら北向いていかはりますわね。やっぱりそこは、再開発という手法でもって、やられて、そこに商売やさんがある、観光客が歩いていかはる、帰ってきはる、そこでおみやげを買わはる、そういうふうな形の考え方でいけば、再開発事業是非とも考えていただきたいと思います。これは要望だけで結構です。

それと、計画平面図ですか、見させていただきましたら、先程から吉川議員や木澤議員がおっしゃってましたけれども、踏切が現況のままで、計画されていますが、この２面２線案に関して、踏切拡幅という形にはならないんですか。２面３線案ですか、今の状態であれば、ポイント切り替えの部分にかかってくるから、だめだということだったと思うんですけれども、２面２線案であれば、ポイントの切り替えというのが、素人考えで不必要になってくるんじゃないのかなと。その場合に踏み切り拡幅という可能性があるんじゃないのかなと思ってる

んですけれども、いかがでしょうか。

助 役      町長も一般質問でお答えしているんですけれども、当該踏切については、やはり物理的に見て、鉄道施設の管理等全般を見る中で、大きな影響をきたす。これ以上拡幅整備は困難である。こういうことでございます。従って、駅舎の橋上化を図り、その一体的な中で、駅南北をつなぐ、自由通路の整備が大事である。このように思っているわけございまして、2面2線との整備となっても、鉄道設備、ポイントだけでなく、他にも支障を来すことがあり、踏み切りの拡張は難しいと思っております。

嶋田委員      十何億も掛けてね。駅舎改築する。踏切は元のままやと。アクセスする道路も結局、広くなっても踏切がネックやと。言う形では、十何億、金を掛けて駅を改築する値打ちがないと思うんですけれども。2面2線案で、拡幅は無理なんですか。

助 役      2面2線案というのは、いわゆる北南に縮小できることになることは事実でありますから、他の構内施設を見る中で、道路幅員の拡幅は無理と思っています。2面2線になっても変わらない。ただ、我々はそうした中で、自由通路をもって人の誘導を図りたい、このように考えております。

嶋田委員      私が把握しているところでは、踏切が拡幅できない、今西側においてぎりぎり一杯だということは、ポイントの切り替えの部分fがあるから、拡幅できないんやと。2線であれば、ポイントの切り替えというのは無くなるのではないのですか。

助 役      ポイントが無くなれば、拡幅可能とは言えないと思います。それだけじゃあなしに、駅構内の全ての関連施設に影響があるということがあり、従って現在の踏切の拡幅は非常に難しいと考えてい

ます。そうした中で、駅舎整備については人を誘導する自由通路をも  
って、橋上化を図りたい。このように考えております。

嶋田委員 駅構内に関して全て云々とおっしゃるんですけども、それは駅舎  
改築の折りにその部分も含めて、改修しようと思えば、出来るんじゃ  
ないんですか。極端な話、法隆寺駅と小泉駅で電車はしらさんと、バ  
ス輸送でも、ピストン輸送でもよろしいやんか。その間に踏切を広げ  
てもらおうと。駅に関するいろんな、支障をきたす部分は、駅舎改築と  
同時に変えてもらおうと、そこまで考えていただいて、踏切拡幅とい  
うのは考えていただけませんか。

助 役 我々独自に踏切を拡幅することはできないわけですが、ＪＲと十分  
相談していかなければならない。今考えておりますのは、現状では非  
常に難しいということは事実でございますから、そういう中での橋上  
化を図ることによって自由通路造るということでございます。駅前整  
備の中で、今嶋田議員がおっしゃるような形でいけるならば、ＪＲと  
協議して行くことも考える余地があると考えます。

嶋田委員 基本的には駅舎改築には僕も賛成ですけども、それに伴って踏切も  
広げるんやと、そういうふうな考えでもってＪＲと交渉に当たってい  
ただきたいとは思います。いかがでしょうか。

助 役 今も討論してますように、やはり駅舎改築に向けてのＪＲとの協議  
でございますから、そういうな踏切を広げていくということが議題の  
中に上がるならば、そういう話もしていくことは、できると思います。

嶋田委員 消極的な考えで、必ずやろうという感じにはなっていない。  
駅舎改築だから、踏切も一緒にやって、それに付随する色んな事も一  
緒にやっていくんやと、いうふうな考えでお願いできませんか。

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 助 役  | <p>消極的ということいわれますけども、我々は駅舎改築、駅周辺の整備については積極的に進んでいこうという考えでいるわけでございまして、今も申し上げてますように、その踏切の拡張はＪＲとの協議の中で、ひとつの議題にのれば、それはそれとして進めていくということをおっしゃるわけでございます。</p> <p>ぜんぜんそれに対して、協議をしない、テーブルに載せないということは言っておらない。このように考えておりますので、ご理解願いたいと思います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 嶋田委員 | <p>向こうから載せてもらうんやなしに、こちらから載せるということだね、また交渉に当たっていただきたいと思います。併せて駅前北口に関しても、面的な整備を併せてよろしくお願い致します。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 議 長  | <p>駅の橋上化。バリアフリー、エスカレーター、視察に寄せていただいた。全く法隆寺とよく似たところが、赤穂。よく似たところの２車線の、踏切が。丁度駅の踏切。それが人の流れ、…、北側にエスカレーターがあつて、上に歩道が…、下の方におりる。南側へ、する、橋梁の道路とられてね。踏切見ると人が通らない。横断するときには必ずエスカレーターの方に人来られて、エスカレーター乗って乗車関係ないときはそのまま下におりられると。法隆寺の駅と…、車も自転車も、人も、朝がこうなってる状況ですわな。北の方にエスカレーターを上げられると、流れが人が替わるように思いますよ。踏切わたらんと、すぐ遮断機下りてるよりもね。遮断機下りるよりも、人が下側の道路通って、エスカレーターで、橋梁に上がって下に下りられるという状況出てくるように思います。理事者も説明良く解るけれども、視察赤穂までいっていろいろ見てる。ただ、現状がどうのこうのいうよりも、身近に使うことも。人の横断することよりも、遮断機下りますと必ず近い方に行きますよ。人間て、…上っていく傾向があるから。そういうことも考えられて、２線と。それを２線にして、あこどないもないかと、踏切無かったら、現在のホーム変えるわけにいかない。</p> |

またJRいのかさんなん。現状どうするかいうとこの考えをとって、もっと北側の幅員がなんぼであるというね。遮断機下りたら、車待つのと、…西の方に向いてもらって、上ってもらって、きてまうとか。…・私は思うよ。視察視察でいろいろいかしてもらった。取り組もうとするのも、我々の住民の要望に応えとるわけや。住民の要望あるさかい、やっていけやっていけでここまできとる。それに応えてもらうような方法をとったってほしいな。早く。一日も早く、わしはとってもらいたいな。踏切の遮断機うごかへんだら、なんぼでもうごきや…。遮断機おりたら、人近い方に回りますよ。そういうこともしっかり考えることも理事者もしっかり考えてほしいな。踏切みたいな何十年もまえからいうとんね。そういうことも考えて、とっていくということも、ちょっと考えてほしい、ことをお願いしときますわ。

吉川委員

これは色々議論してる訳ですけども、最終的にどういう方法で決定していこうとおもてはるのか。

今までからこれ、62年元年、平成1年の12月23日にも、理事者から法隆寺周辺の整備検討委員会をつくったり、平成1年から9年の事業計画出したり、協議会の考え方を出示してもらったり、いろいろやってもらっている。しかし悲しいかなひとつも進んでいない。いまやっとな程度進んできた。それをどういう方法で検討していこうと思ってるのか。先程嶋田議員のおっしゃった、皆さんがそうだと思うんですけど。ようは、関西線の南側と北側が、やっぱり自由に行き来できるような方法考えんとね。私は、…・交換せい、いうたんそこなんです。嶋田委員も指摘されているように、駅の中は3つ線がある。現在使っているのは2線。これを取ると前から懸念になってるポイントの関係はとれるから、必ずこっちによせられると思うんです。信号機に関しての施設は変えられないが。ポイントがなくなるから、それは可能だと思うんです。あの踏切を拡張してもらおう。色々努力してやってもらってんけども、かなしいかな、ポイントの関係であかんかった。確かに三代川の関係もあるけども。三代川よりもポイントで

すよ。三代川の上に道をつけりゃあ別問題。三代川を迂回すれば別やけども。そんなわけにいかない。そういう問題も含めて、基本計画を皆さんに示して、そこで了解を取ってくれはんのか、どうか。いやある程度、こうして意見聞くけども、なにの方でやるんやと。私さっき申し上げたこんなんを、活かしてほしいわけや。そうでないと何もありませんわ。えらい金かけて、これやって。やっぱり、…活かして、やってもらわんとでんな。最終的には、どういう判断を下そう思っはるのか、聞かせてください。

助 役      H 1 4 年度で駅前整備の基本構想を樹立しました。そして1 5 年度、整備方針といいますか、その方向付けを決めてまいりたい、このように思ってます。そして1 6, 1 7 年にかけて、そうしたきちとした内容をもった整備を、遅くとも1 8 年ぐらいには完成をしたい。このように考えております。

吉川委員      助役さんそれは解るんです。みんな、自分なりに一生懸命発言してるわけや。その意見がある程度入れてくれはんのか。無視しゃあはんねやったら、委員会も開く必要あらへん。議会みたいな要らしません。…最後には完成して…。悪い言葉かもしれませんが。それでは困る思うねや。今の時代や。民主主義には時間と金いる、て言うてはんねや。時間掛けて、説明し、みんなの了解得て、やってもらわんと。やったもの自体が、……。やっぱり近くの方、毎日、そこで、…。わしら、たまに行って、気の毒やな、こうおもてるだけ。毎日そこにいないから。毎日いてたら、もっと言うやわからへん。……・町長になったら、全体を考えて、改修してもらうように、力を注いでもらわんといかんと思う。皆さんの意見をどう、集約してくれはんのか、それだけ聞かしてください。

助 役      当然、我々の整備計画等については、委員会の皆さん方にいろんな資料を提出して、議論いただいて、委員会と共に進んでいかなければ

いけないと、当然そういう考えを持って、これまで進んできたし、これからそのつもりであります。町の行政主導一本で行くという事ではなく、議会との協力の中で進んでいくのが当然だと思います。

吉川委員     なぜそれ私、言うてるかいうたら、ずっと前から16mの計画道路、それから、18mとるというのは聞いている。それを言うてるのに、この絵見たらでんな、暫定か知らんけど、違うところに付けるといわはんね。この前も見せられたとき、どこまで行きまんの言うたら、先程課長説明してくれはって、ある程度解りまっせ。変わるけども、ホールまで行きますねん。ホール行くねやったら、右に回れませんかやで。左へ行って、くるっとまわらないけまんせんねで。今でも何か催し物ある時には、難儀してますね。それにまた駅のこれ、何してみ、そんなもん、大変に…。せめて、18mもあつたら、これまた違う。なぜそう言うてくれはんねやったら、考えてくれないのか。そういうこと、ひとつも言うてもらえないから、私は声を大にして言う。

助 役       先程も申し上げてますように、土地区画整備と一体的な整備をしていくということでございます。この図面も見ていただいたら解るように、土地区画整備の中で18m道路が、きっちりとした区画として残っておるわけでございます。今、ピンクで入れました部分については、やはり側面道路としての、機能を果たすためのアクセスということを新たに提案させていただいたということで、ご理解願いたいと思います。

吉川委員     なんぼ言うても、一緒やからあれですけどね。今、言うてやる暫定道路、みな区画整理の中、入ってまんねや。入ってへんだら、言わへん。ちゃんと入ったんねや。もう結構です。

委員長       他にございませんか。  
ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。



本件についても説明を受け、当委員会として了承をしたということ  
ことで終わります。

吉川委員　　ちょっと委員長すいません。私は了承してません。こんな説明受けて、了解はできません。はっきり言っておきます。私ひとりだけでも、結構ですので。

委員長　　先程の吉川さんの要望に対しても、助役の方からその辺も考えていくということですので。その辺でちょっと了解いただきたい。

委員長　　それでは、この件については、理事者側から説明を受けたということ  
で終わっておきます。

委員長　　これをもって本日の案件についてはすべて終了いたしました。  
なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長  
にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長　　ありがとうございます。  
それでは、閉会にあたり助役の挨拶をお受けします。

（ 芳村助役挨拶 ）

委員長　　これをもって閉会いたします。（午後５時４８分閉会）